第４章　保　健　衛　生

１　医　務

医療法等それぞれの関係法令に基づき、診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の許可、届出事務及びこれらの施設の適正な管理、清潔の保持、構造設備等の適否について監視指導を行っている。

また、医師法等それぞれの身分法に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の医療従事者の免許に関する各種申請事務を行っている。

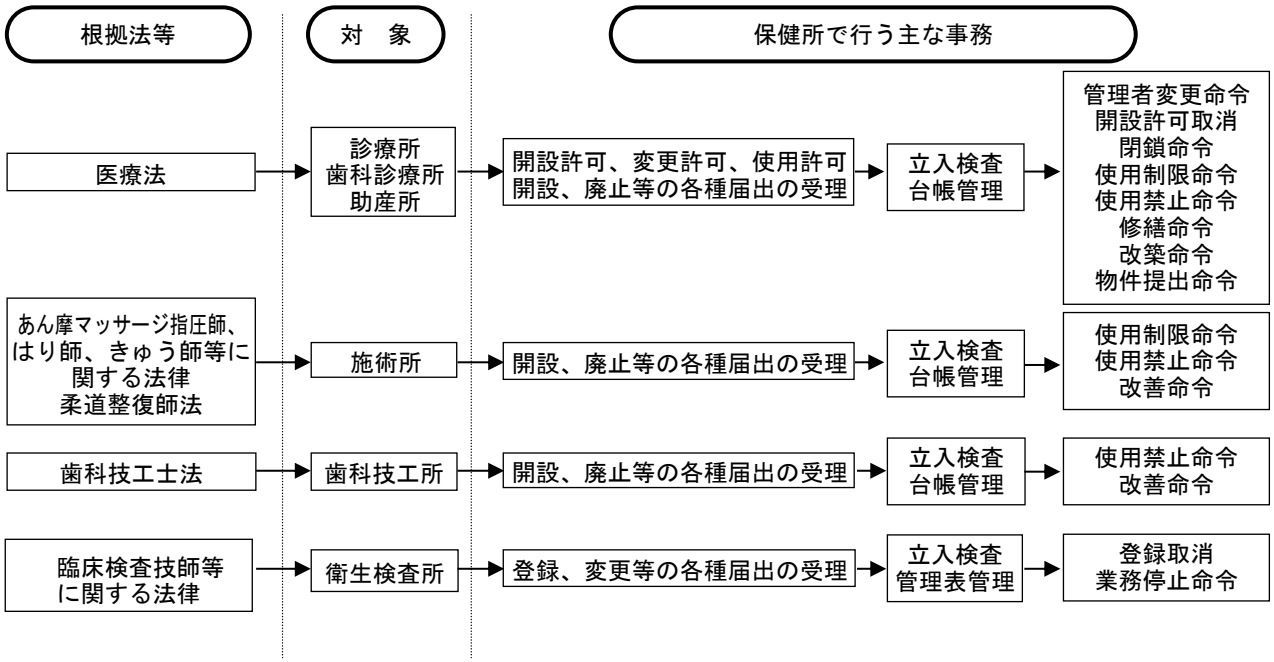

（1）医　務　＜生活衛生課医薬係＞

ア　医療施設数　　（各年12月31日現在）

年度	病院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	施術所		出張施術業務	衛生検査所	計
						あん摩・はり・きゅう	柔道整復			
2	9	333（6）	287	15	40	395	146	345	0	1,570
3	9	340（6）	288	18	38	403	149	353	0	1,598
4	9	347（6）	285	18	39	415	152	362	1	1,628

注　（　）内は再掲で、有床診療所又は入所施設を有する助産所の数

イ　病床数　　（各年9月30日現在）

年度	病院				診療所
	精神病床	一般病床	療養病床	計	
2	48	2,056	119	2,223	34
3	48	2,005	119	2,172	34
4	48	2,005	119	2,172	35

ウ　救急医療機関一覧表　（令和4年9月30日現在）

	機関名	所在地	電話	病床数
1	三宿病院	上目黒5-33-12	3711-5771	244
2	目黒病院	中央町2-12-6	3711-5641	60
3	東邦大学医療センター大橋病院	大橋2-22-36	3468-1251	320
4	東京共済病院	中目黒2-3-8	3712-3151	350
5	厚生中央病院	三田1-11-7	3713-2141	320
6	国立病院機構東京医療センター	東が丘2-5-1	3411-0111	688
7	本田病院	柿の木坂1-30-5	3718-9731	72
8	日扇会第一病院	中根2-10-20	3718-7281	46
9	碑文谷病院	南2-9-7	3723-1515	72

エ　医療従事者届出取扱件数

医療従事者は、医師法等に基づいて２年ごとの 12 月 31 日現在における氏名、住所、従事場所等の事項を届出することになっている。　（令和 4 年 12 月 31 日現在）

医師	歯科医師	薬剤師	区内就業			計
			歯科衛生士	歯科技工士	保健師、助産師、看護師、准看護師	
920	403	766	279	153	2,996	5,517

注　医師、歯科医師、薬剤師については、住所地又は就業地で提出できるため、取扱件数のみ計上した。

オ　医療施設関係の許可・登録申請、届出処理及び監視件数

	許可・登録申請			届出				監視件数
	開設	使用	その他	開設・実施	変更	休廃止・再開・死亡	X線関係	
診療所	12	1	5	24	50	26	37	45
歯科診療所	2	0	1	10	23	13	46	25
巡回健診				242				0
巡回診療				2				0
助産所（出張含）	0	0	0	3	3	3		1
歯科技工所				2	3	2		2
施術所（出張含）				46	99	31		37
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	1	6	329	178	75	83	110

（２）救急医療機関申出書取扱件数　＜生活衛生課医薬係＞

救急医療機関認定の手続きについて医療機関から申出書を受理後、実地調査等を行い、その結果に関する調査書を目黒消防署に送付している。令和４年度は更新６件変更１件であった。

（3）人工妊娠中絶、不妊手術　＜生活衛生課医薬係＞

医師から届出の送付を受け、結果を取りまとめて東京都に報告している。

年度	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳以上	計
2	2	34	46	41	38	30	3	0	194
3	3	30	32	26	40(1)	35(1)	3	1	170
4	2	21	34	29	43	28	3	0	160

注：(　) 内は不妊手術数

（4）医療に関する苦情・相談件数　＜生活衛生課医薬係＞

	内　訳	件数	計
苦　　情	医療行為や医療内容に関すること	38	125
	医療従事者の対応	33	
	その他	54	
相談（提言・問合わせを含む）	健康や病気に関すること	100	255
	医療機関の紹介、案内	38	
	その他	117	

2　薬事衛生

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物劇物等が、安全かつ適正に使用されるよう、薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業等に対して監視指導を実施している。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等の関係法令に基づき、許可、届出、免許、登録等の事務を行っている。

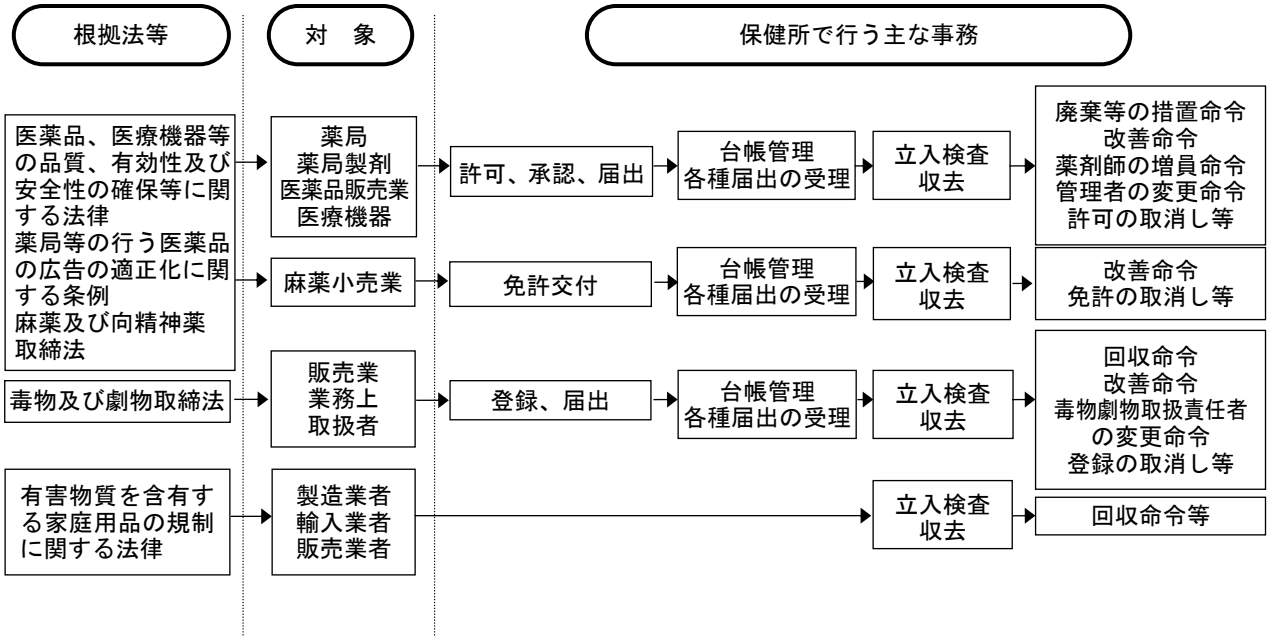

（1） 施設数、許可・登録・免許申請、届出及び監視指導の状況　＜生活衛生課医薬係＞

業　種	施設数	許可・登録等		変更等			廃止数	監視件数
		新規	更新	変更	書換交付	再交付		
薬局	157	15	23	561	1	0	7	139
薬局医薬品製造販売業	9	0	2	2	0	0	1	4
薬局医薬品製造業	9	0	2	2	0	0	1	4
店舗販売業	48	4	8	198	0	0	3	17
高度管理医療機器販売業	183	18	14	97	1	0	12	132
高度管理医療機器貸与業	122	12	7	57	1	0	11	87
管理医療機器販売業	826	40		19			28	44
管理医療機器貸与業	236	6		3			1	84
麻薬小売業者	134	18	49	5			7	125
毒物劇物一般販売業	73	1	12	6	0	0	4	23
毒物劇物農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物特定品目販売業	1	0	0	0	0	0	0	0
毒物劇物業務上取扱者	4	0		0			0	2
非届出業務上取扱者	78	0					0	0
計	1880	114	117	950	3	0	75	661

（2）薬事年間監視事業　＜生活衛生課医薬係＞

年２回、医薬品等の一斉監視指導を実施し、薬事監視要領に基づく薬事監視を行うとともに医薬品等の収去検査を行い、不良品・不正表示品の発見及び発生防止に努めている。

令和４年度に収去した２検体は、いずれも適合であった。

他に管理医療機器販売業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者については、期間を定め監視指導を実施している。毒物劇物業務上取扱者の電気めっき事業所に立入検査し、廃水２検体についてシアン含有量を検査したところ、基準違反はなかった。

（3）医薬品販売業における資格者の勤務状況調査に基づく改善指導　＜生活衛生課医薬係＞

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により医薬品販売業では、薬剤師又は登録販売者による店舗の管理と医薬品適正使用のための情報提供が義務付けられている。

資格者の勤務状況調査を、年間を通して行った。

（4）家庭用品の試買検査　＜生活衛生課医薬係＞

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律で規制されている家庭用品について試買検査を合計20検体実施し、基準違反はなかった。

（5）苦情・相談件数　＜生活衛生課医薬係＞

年度	苦情・相談内容						計
	販売業者に対する苦情	医薬品・医療機器等に関する相談	毒物、劇物に関する相談	いわゆる健康食品に関する相談・苦情	麻薬・大麻・覚醒剤等に関する相談	その他	
2	2	10	0	0	0	68	80
3	3	26	2	0	0	57	88
4	5	7	0	0	1	14	27

３　休日診療・地域医療

（１）休日・休日準夜・土曜準夜診療事業　＜健康推進課健康づくり係＞

一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜日における急病患者に対して診療を行うための事業で、目黒区医師会に委託している。（令和４年度の連休は４月２９日、５月３日～５月５日、年末年始は 12 月 29 日～１月４日）

診療科目は内科・小児科を主とし、休日は固定式休日診療所１か所（鷹番）で午前９時～午前 12 時、午後１時～午後５時、休日準夜及び土曜準夜は固定式１か所（鷹番）で午後５時～午後 10 時で実施している。

令和４年度は、八雲で日曜・祝休日・年末年始の診療を午前９時～午前 12 時、午後１時～午後５時で実施した。

休日・休日準夜・土曜準夜診療事業実績（固定式）

区　　分		休　　日			休日準夜		土曜準夜		
年　度		日数	件数	１日平均	件数	１日平均	日数	件数	１日平均
2		73	925	12.7	237	3.2	50	239	4.8
3	中目黒	0	－	－	0	－			
	鷹番	73	582	8.0	176	2.4	50	147	2.9
	八雲	73	249	3.4					
	計	73	831	11.4	176	2.4	50	147	2.9
4	中目黒	0	－	－	－	－			
	鷹番	69	743	10.8	220	3.2	50	191	3.8
	八雲	66	242	3.7					
	計	69	985	14.3	220	3.2	50	191	3.8

注　新型コロナウイルス感染症拡大により、各診療所の開設期間が異なる場合がある。　（事業開始：昭和57年）

（２）休日・休日準夜・土曜準夜調剤事業　＜健康推進課健康づくり係＞

固定式休日診療所で処方せんによる診療を行っているため、目黒区薬剤師会に委託して休日調剤薬局を開設し、休日・休日準夜及び土曜準夜の調剤にあたっている。（休日は鷹番の１か所。休日準夜及び土曜準夜は鷹番１か所。）

令和４年度は、八雲で日曜・祝休日・年末年始の調剤を午前9時～午後5時で実施した。

休日・休日準夜・土曜準夜調剤事業実績

区　　分		休　　日			休日準夜		土曜準夜		
年　度		日数	件数	１日平均	件数	１日平均	日数	件数	１日平均
2		73	925	12.7	237	3.2	50	239	4.8
3	中目黒	0	－	－	0	－			
	鷹　番	73	684	9.4	236	3.2	50	227	4.5
	八　雲	73	232	3.2					
	計	73	916	12.5	236	3.2	50	227	4.5
4	中目黒	0	－	－	－	－			
	鷹　番	69	896	13.0	267	3.9	50	280	5.6
	八　雲	66	215	3.3					
	計	69	1,111	16.1	267	3.9	50	280	5.6

（事業開始：昭和57年）

（3）休日歯科応急診療事業　＜健康推進課健康づくり係＞

目黒区歯科医師会に委託して、輪番式（１か所）で実施している。（5月３日～５日の連休及び 12 月 29 日～1 月４日の年末年始は、２か所で実施）

休日歯科応急診療事業実績　　輪番式（区内の歯科医院･歯科診療所）

区　分	休　　日		
年　度	日　数	件　数	1日平均
2	73	179	2.5
3	73	208	2.8
4	73	196	2.7

（4）平日夜間小児初期救急診療事業　＜健康推進課健康づくり係＞

令和元年度より東邦大学医療センター大橋病院へ委託し、平日の午後８時から午後 11 時までの時間帯に、満 15 歳以下の外来の初期救急患者を対象に実施している。令和４年度は、242日実施し、102件の利用があった。

４　環境衛生

理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、興行場、プール等に加え、居住環境の衛生に係る特定建築物、専用水道、簡易専用水道等の施設を対象とした許認可及び届出事務を行っている。さらに、これらの施設に対して衛生水準の維持・向上を図るため、監視指導及び助言を行っている。

また、建築物における衛生問題が生じにくく、維持管理のしやすい衛生設備の普及を図るため、建築物（延べ面積500㎡以上）の設計段階において事前協議を行っている。

（1）住まいの衛生　＜生活衛生課環境衛生係＞

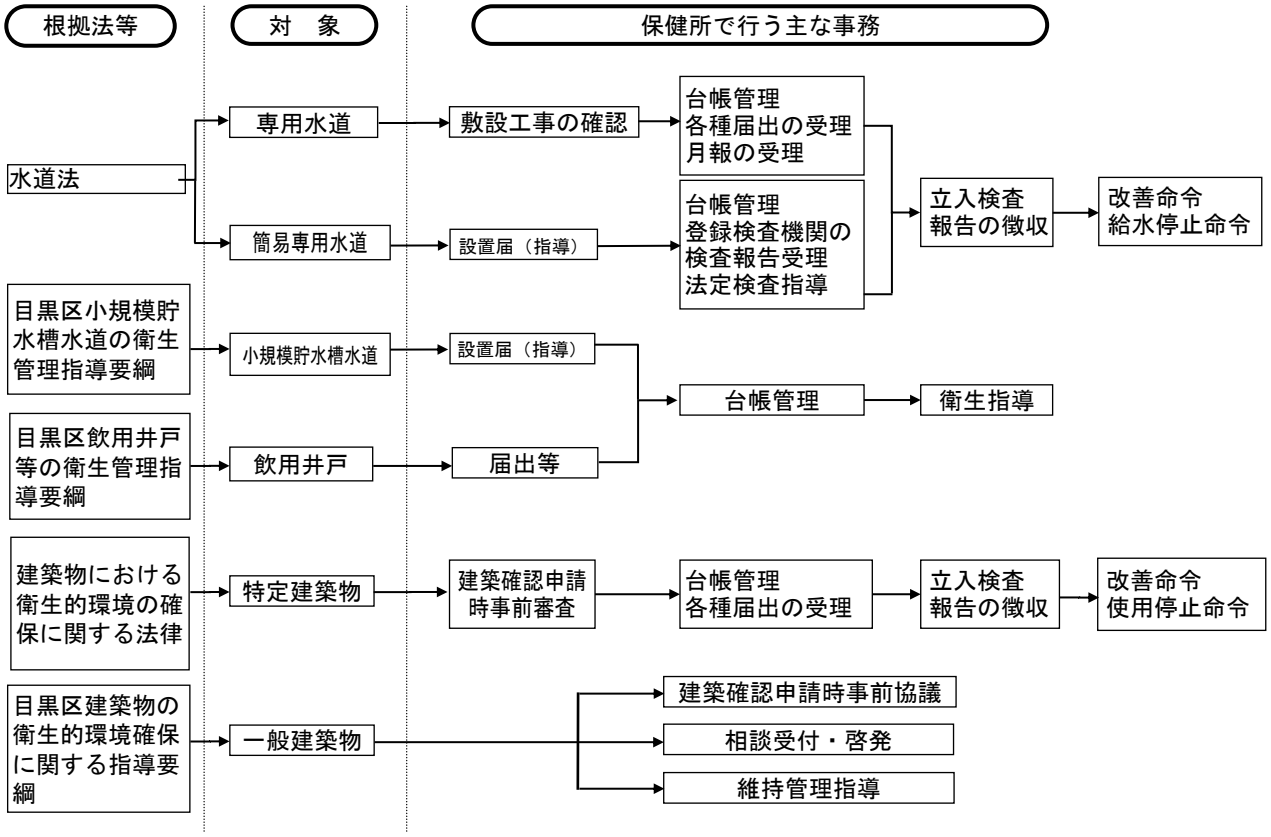

ア　水道施設の届出及び監視指導状況

	施設数	届　出	廃　止	監視件数
前年度末総数	3,442(3)	13	48	5(3)
総　数	3,407(3)	19	54	5(2)
上水道	0	0	0	0
簡易水道	0	0	0	0
専用水道	4(3)	0	0	3(2)
簡易専用水道	358	7	28	1
小規模貯水槽水道	3,045	12	26	1

注１　（　）内数値は国の設置する専用水道の数で内数
注２　国の設置する専用水道施設に対しては、立入検査の権限はないが施設の協力のもとに調査を行っている。

イ　簡易専用水道の受検状況

年度	対象施設数	受検施設数	受検率（%）
2	356	284	79.7
3	338	265	78.4
4	322	262	81.4

ウ　建築物の衛生に関する事前協議

年度	主たる用途			計
	共同住宅	事務所	その他	
2	52	2	20	74
3	37	1	12	50
4	35	1	16	52

エ　特定建築物の届出及び検査状況（理化学）

	施設数	届出	廃止	検査施設数（延べ）	不適合施設数（延べ）	項目別不適数								図面審査施設数
						温度	相対湿度	二酸化炭素	一酸化炭素	浮遊粉じん	気流	残留塩素	ホルムアルデヒド	
前年度末総数	100	0	4	6	3	0	3	0	0	0	0	1	0	1
総　数	101	2	1											3
延べ面積 3,000～10,000 ㎡	64	0	1	6	6	0	6	2	0	0	0	0	0	2
延べ面積 10,000 ㎡を超える	37	2	0											1

注１　延べ面積が10,000㎡を超える特定建築物の検査については東京都が実施している。
注２　検査基準値（理化学）：建築物における衛生的環境の確保に関する法律の建築物環境衛生管理基準による。

オ　居住環境相談及び苦情件数

区民生活の拠点である住宅やビルに係わるさまざまな衛生問題に対し、区民からの申し出に応じて、それぞれの状況に即した対応をしている。

年度	飲料水	室内の空気	ダニ・カビ	におい	その他	計
2	18	12	8	4	176	218
3	38	6	1	7	167	219
4	39	9	1	7	142	198

注　その他に含まれる相談内容としては、殺虫剤、消毒（新型コロナ含む）、建物の衛生管理等。

カ　普及啓発・特殊調査

（ア）レジオネラ症の防止に係る現場調査及び指導

年度	対象施設	施設数
2	介護老人保健施設	1
3	病院	1
4	該当施設なし	0

対象設備は、浴槽・冷却塔・給湯設備等

（イ）　母子保健事業との連携事業

５か月児育児学級における集団指導

指導内容：室内アレルギー物質（ダニ、かび、ペット）対策、寝具の管理、季節に応じた換気の方法等

令和2～４年度は中止（新型コロナの影響による）

年度	回数	延べ指導人数
2	0	0
3	0	0
4	0	0

（2）環境衛生営業施設　＜生活衛生課環境衛生係＞

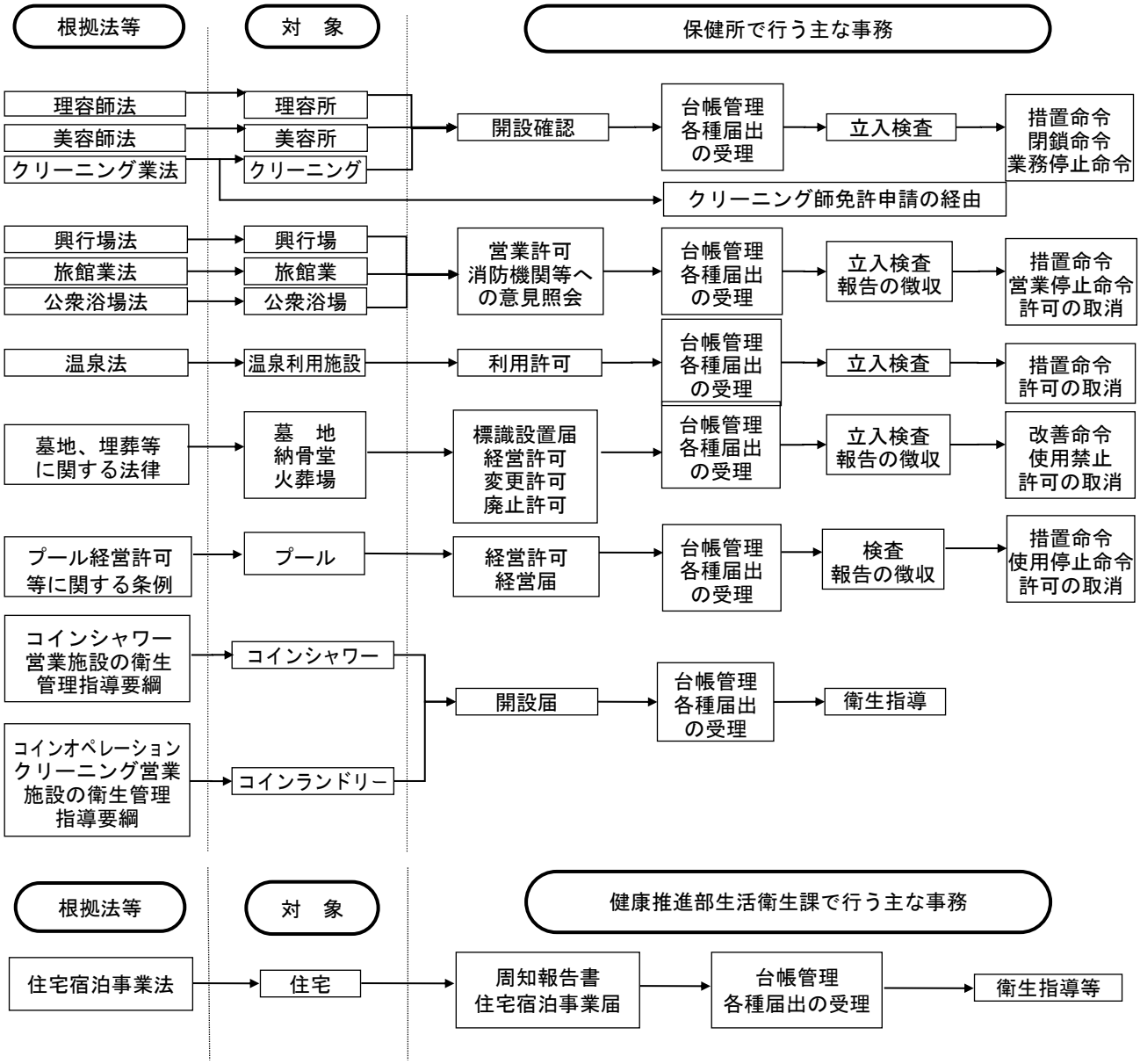

ア　許可等及び監視指導状況

		施設数	許可等件数		監視延べ件数
			確認・許可	廃　止	
３　年　度　計		1,538	104	71	223
４　年　度　計		1,563	93	68	278
理　容　所		146	8	8	17
美　容　所		960	70	40	74
クリーニング所		213	5	15	53
コインランドリー		65	2	1	7
公衆浴場	普　通	9	0	0	13
	その他	29	3	1	24
コインシャワー		3	0	0	0
旅館業	旅館・ホテル	30	4	2	32
	簡易宿所	6	0	0	3
	下　宿	0	0	0	0
興行場	常　設	15	1	1	16
	仮　設	0	0	0	0
プール	許　可	19	0	0	32
	届　出	33	0	0	5
温泉利用施設		1	0	0	2
墓地等	墓　地	28	0	0	0
	納骨堂	6	0	0	0
	火葬場	0	0	0	0

注１:監視延べ件数には、許可等の事前調査を含む　注２:（　）内は変更許可件数

イ　施設の理化学検査結果の適否件数

監視指導等において、関係法令に規定された理化学検査を実施し、衛生水準の向上を図った。

		検査延べ施設数	不適件数	主な検査内容
３　年　度　計		69	11	
４　年　度　計		96	21	
理　容　所		6	0	室内空気
美　容　所		0	0	室内空気
クリーニング所	ドライ施設	2	0	室内空気、排水（溶剤濃度）
	リネンサプライ	1	1	
公衆浴場	普　通	10	2	浴槽水の水質
	その他	13	4	浴槽水の水質、サウナ室空気
興行場		15	1	室内空気
旅館業		20	8	室内空気、浴槽水の水質
プール		29	5	プール水の水質

ウ　住宅宿泊事業

（ア）目黒区の届出状況

届出件数	36
廃業件数	14

（イ）届出内訳

家主居住・不在型別件数

家主居住型	22
家主不在型	14
合計	36

（ウ）用途地域別件数

第一種低層住居専用地域	16
第一種中高層住居専用地域	4
第一種住居地域	2
第二種住居地域	0
準住居地域	0
近隣商業地域	5
商業地域	1
準工業地域	8
合計	36

エ　苦情及び相談件数

年度	理・美容所	ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ所	公衆浴場	旅館	興行場	墓地	温泉	プール	住宅宿泊事業	計
4	269	48	65	110	5	16	0	10	37	560

5　衛生害虫・ねずみの駆除に関する相談指導　＜生活衛生課環境衛生係＞

感染症の予防等公衆衛生の確保を目的として、衛生害虫の発生防止のため、定期的に雨水マスへの薬剤投入を実施している。

また、茶毒蛾・ねずみ等の駆除方法の相談受付・指導及び町会等の自主的な活動の支援を行っている。

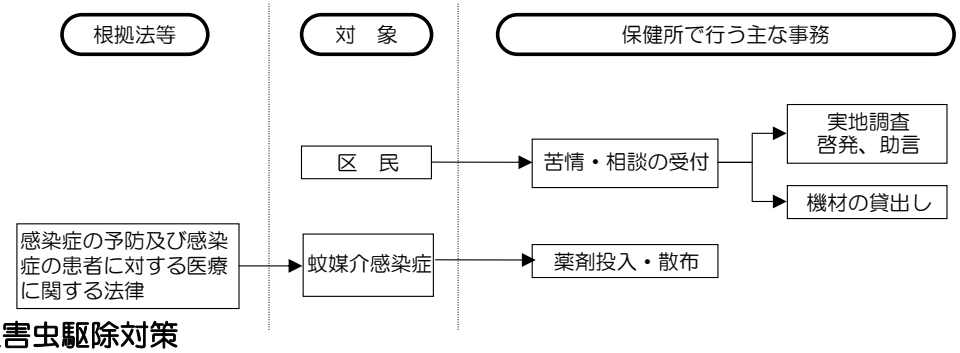

（1）　衛生害虫駆除対策

毎年４月から10月まで、区内全域の道路脇雨水マス等（約36,000箇所）に年間5回薬剤※の投入を行い、蚊など衛生害虫の発生を予防している（業者委託）。また、区有施設からの蚊の発生を防ぐため、区有施設の管理者に薬剤の配布と投入依頼を行っている。

※　薬剤：昆虫成長制御剤（成分名、ピリプロキシフェンまたはジフルベンズロン）

（2）講習会

衛生害虫発生防止等の普及啓発のために、区民向け講習会として、例年、衛生害虫等講習会、ねずみ対策講習会を実施しているが、令和2年度から令和４年度は新型コロナの影響により中止した。

（3）相談

年度	蚊	ハエ	ネズミ	ゴキブリ	ダニ	毒蛾（毛虫）	植物害虫	アリ	シロアリ	ハチ	ノミ	ユスリカ	その他	計
2	12	9	313	12	12	12	3	16	15	318	1	1	120	844
3	9	5	220	5	5	18	6	6	12	339	4	1	136	766
4	5	3	240	8	5	8	8	12	12	429	3	3	127	863

（4）殺そ剤・ねずみ用わなの配布

ねずみ駆除指導の一環として、殺そ剤及び粘着式のねずみ用わなをサンプル配布している。令和４年度は殺そ剤６２袋、粘着式のねずみ用わな８１枚を配布した。

殺そ剤の配布は、11月～3月のみ。

（5）スズメバチの巣の駆除

令和２年度から日常生活を過ごすうえで支障（刺咬被害を受ける可能性等）がある場所（私有地内）に作られたスズメバチ活動期の巣の駆除を委託により実施している。

年度	駆除件数
2	77
3	55
4	94

６　食品衛生・食品衛生指導

食品衛生係では、区民の関心が高い食中毒予防・輸入食品・食品添加物等について、最新情報の収集と蓄積を図り、これらを基にリーフレットの作成、食品保健講座の開催、相談窓口の開設、学習会への支援等を行っている。また消費生活部門と連携をとりながら、区民に「食」に関する正しい情報の提供と食品保健知識の普及啓発を行っている。

食品衛生指導係では、食生活の安全確保を図るため、飲食店・食品製造業・食品販売業等の許可及び届出事務、営業施設の監視指導、食品等の収去検査を行っている。特に、食中毒の多発する夏期と食品が短期間に大量流通する歳末には、都区が協力して一斉監視事業を行い、監視体制の強化を図っている。

食中毒発生時には迅速な調査を行い、被害の拡大・再発防止の処置を行っている。また、違反食品の発見時には、当該品の回収・販売禁止等の措置を行っている。

営業者には適時、自主管理体制の確立と衛生知識の普及を図るための衛生講習会を実施している。

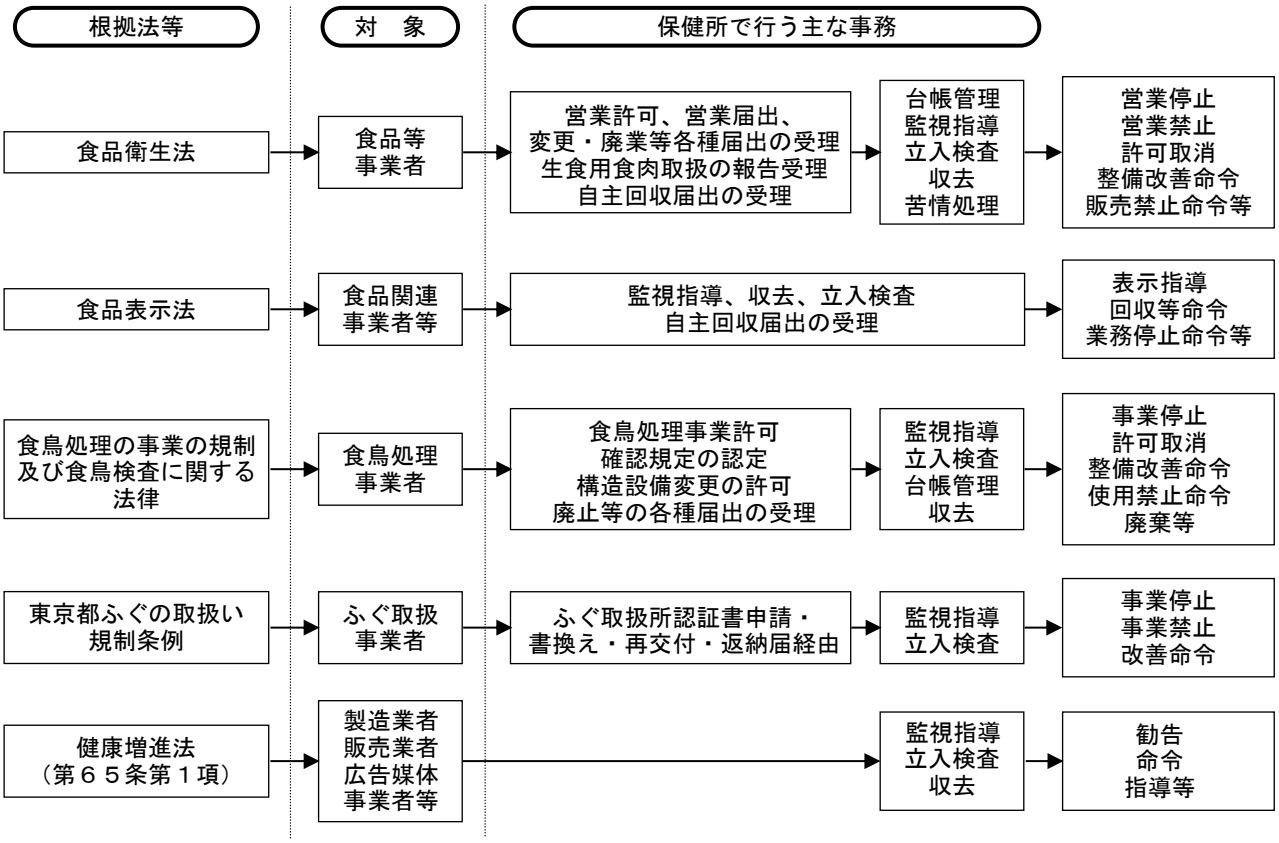

（1）消費者向け普及啓発事業　＜生活衛生課食品衛生係＞

ア　講座開催等

事業の種類	開催回数等	テーマ等
横断幕掲示	区内3ヶ所	食品衛生月間
パネル展示等	2回	食中毒予防

注　新型コロナウイルス感染拡大防止のため食品保健講座・シンポジウム等、事業を一部中止

イ　食の安全に関する相談

年度		件数
2年度計		8,039
3年度計		13,243
4年度計		12,375
	営業許可	8,389
	表示	334
	規格・基準	143
	食中毒	132
	残留農薬	1
	輸入食品	28
	添加物	15
	新規開発食品	0
	食用可・不可に関する疑義	8
	マスコミ報道に関する事項	3
	その他	3,322

注　「表示」には健康増進法第65条第1項に規定する誇大表示の禁止に係る相談を含む。

（2）食品衛生年間監視事業　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

１年間を５期に分け、各期に重点監視事業を設定し、より効果的な監視事業が適時行えるよう業種別一斉監視事業を展開している。

特に、食品による事故が多発する夏期及び食品の大量流通期である歳末には一斉監視事業を、また、違反・不良食品等が発見された際、流通を未然に防止するための緊急監視事業を、東京都と協力して行っている。

（3）食品衛生関係施設・許可及び監視指導　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

令和３年６月１日の改正食品衛生法施行により、営業許可業種の再編が行われた。経過措置期間が設けられているため、改正前・後それぞれの法に基づく営業を分けて計上する。

ア　改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新規	更新		
2年度計		6,166	710	594	609	4,051
3年度計		4,496	160	110	1,830	2,167
4年度計		3,622	0	0	874	1,986
飲食店営業		2,849	0	0	707	1,797
（再掲）	旅館・ホテル	3	0	0	6	0
	バー・キャバレー	94	0	0	21	36
	一般飲食店	2,121	0	0	551	896
	民生食堂	0	0	0	0	0
	すし屋	74	0	0	14	50
	そば屋	44	0	0	19	3
	仕出し屋	30	0	0	10	10
	弁当屋	78	0	0	12	21
	そうざい店	119	0	0	31	19
	コンビニエンスストア等	0	0	0	0	0
	移動	0	0	0	1	0
	臨時	87	0	0	17	709
	許可ある集団給食	128	0	0	11	40
	自動車	68	0	0	13	13
	自動販売機	3	0	0	1	0
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
喫茶店営業		155	0	0	52	4
（再掲）	店舗	70	0	0	23	4
	自動販売機	77	0	0	28	0
	自動車	8	0	0	1	0
菓子製造業		384	0	0	77	106
（再掲）	パン製造業	128	0	0	20	5
	生菓子製造業	97	0	0	20	23
	その他の菓子製造業	144	0	0	33	10
	移動	0	0	0	0	0
	臨時	5	0	0	2	65
	自動車	10	0	0	2	3
あん類製造業		0	0	0	0	0
アイスクリーム製造業		22	0	0	6	1
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		2	0	0	1	2

注１　「新規」・「廃業」には業態変更による増減も含む　　（事業開始：昭和 50 年度）

注２　廃業数には、法改正に伴い許可から届出に移行した施設を含む

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新規	更新		
集乳業		0	0	0	0	0
乳類販売業		0	0	0	0	0
（再掲）	専業	0	0	0	0	0
	ショーケース売り	0	0	0	0	0
	自動販売機	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
食肉処理業		10	0	0	0	2
食肉販売業		55	0	0	10	14
（再掲）	店舗	55	0	0	10	14
	包装	0	0	0	0	0
	自動販売機	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
食肉製品製造業		6	0	0	1	1
魚介類販売業		38	0	0	6	37
（再掲）	店舗	38	0	0	6	37
	包装	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
魚介類せり売業		0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業		1	0	0	0	3
食品の冷凍又は冷蔵業		3	0	0	0	3
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	0	0	0	1
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	0	0
氷雪製造業		0	0	0	0	0
氷雪販売業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0
みそ製造業		0	0	0	0	0
しょう油製造業		0	0	0	0	0
ソース類製造業		0	0	0	0	0
酒類製造業		2	0	0	0	0
豆腐製造業		2	0	0	3	3
納豆製造業		0	0	0	0	0
めん類製造業		7	0	0	0	0
そうざい製造業		80	0	0	11	10
かん詰又はビン詰食品製造業		1	0	0	0	0
添加物製造業		4	0	0	0	2

注１　「新規」・「廃業」には業態変更による増減も含む　　（事業開始：昭和 50 年度）

注２　廃業数には、法改正に伴い許可から届出に移行した施設を含む

イ　改正後食品衛生法第55条に規定する営業

業種別		施設数	許可件数		廃業数	監視件数
			新　規	更　新		
3 年 度 計		792	796	0	4	1,045
4 年 度 計		1,707	964	0	49	1,803
飲食店営業	一般飲食店	1,311	763	0	37	1,257
	集団給食	25	13	0	1	14
	自動車	57	28	0	2	32
	簡易	50	12	0	4	20
	移動	0	0	0	0	0
	臨時	25	21	0	0	311
	天ぷら船	0	0	0	0	0
	屋形船	0	0	0	0	0
	小計	1,468	837	0	44	1,634
調理機能を有する自動販売機		6	7	0	1	7
食肉販売業		18	12	0	0	14
魚介類販売業		14	7	0	0	14
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0
集乳業		0	0	0	0	0
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
食肉処理業	一般	1	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0	0
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0
菓子製造業		134	72	0	4	95
アイスクリーム類製造業		5	2	0	0	2
乳製品製造業		1	1	0	0	1
清涼飲料水製造業		1	1	0	0	1
食肉製品製造業		1	1	0	0	2
水産製品製造業		1	0	0	0	0
氷雪製造業		0	0	0	0	0
液卵製造業		0	0	0	0	0
食用油脂製造業		0	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業		1	1	0	0	1
酒類製造業		0	0	0	0	0
豆腐製造業		3	1	0	0	3
納豆製造業		0	0	0	0	0
麺類製造業		3	0	0	0	0
そうざい製造業		44	21	0	0	28
複合型そうざい製造業		0	0	0	0	0
冷凍食品製造業		2	0	0	0	0
複合型冷凍食品製造業		0	0	0	0	0

漬物製造業	1	1	0	0	1
密封包装食品製造業	1	0	0	0	0
食品の小分け業	2	0	0	0	0
添加物製造業	0	0	0	0	0

ウ　改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業等

業種別			施設数	届出件数	廃業数	監視件数
3 年 度 計			1,348	1,790	442	252
4 年 度 計			1,463	304	189	125
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装）	41	3	41	0
		食肉販売業（包装）	65	1	41	0
		乳類販売業	218	12	52	7
		氷雪販売業	1	1	0	0
		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	101	33	3	0
		小計	426	50	137	7
	販売業	弁当販売業	34	15	4	0
		野菜果物販売業	69	17	1	1
		米穀類販売業	13	1	0	1
		通信販売・訪問販売	10	5	0	0
		コンビニエンスストア	125	15	8	1
		百貨店 、総合スーパー	44	12	4	53
		自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	71	21	3	1
		その他食料・飲料販売業	401	121	25	14
		小計	767	207	45	71
	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	0	0
		いわゆる健康食品の製造・加工	2	1	0	0
		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く 。）	40	16	1	0
		農産保存食料品製造 ・加工業	0	0	0	0
		調味料製造・加工業	35	12	1	5
		糖類製造・加工業	0	0	0	0
		精穀・製粉業	12	1	1	0
		製茶業	10	4	0	0
		海藻製造・加工業	1	0	0	1
		卵選別包装業	0	0	0	0
		その他食料品製造・加工業	7	2	0	0
		小計	107	36	3	6
	上記	行商	8	3	0	0
		集団給食施設	154	8	4	38

	以外のもの	器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	0	0	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
		その他	1	0	0	1
		小計	163	11	4	39
	計		1,463	304	189	123
公衆衛生に与える影響が少ない営業			0	0	0	2

注　旧許可業種であった営業の届出件数には、食品衛生法改正に伴い許可から届出に移行した引継ぎ施設（みなし届出）を含む

エ　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する許可業種

業種別	年度	施設数	新規許可件数	廃止数	監視件数
認定小規模食鳥処理業	2	5	0	0	2
	3	5	0	0	0
	4	5	0	0	0

注　認定小規模食鳥処理業とは、食鳥処理羽数が年間 30 万羽以下の処理業　（事業開始：平成 2 年度）

オ　東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業

年度	施設数	新　規	廃　止	認証数	監視件数
2	51	1	2	61	84
3	52	2	1	61	95
4	50	2	4	58	86

（事業開始：昭和50年度）

カ　臨時出店届

「目黒区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づき、住民団体等が関与する公共目的を有する行事において食品を調理提供し、又は販売する際、許可を要しない臨時出店者に届出を求めている。窓口で食品の取扱い等について指導を行い、食品衛生の確保を図っている。

（臨時出店者数）

年度	区民まつり	学園祭	地域団体行事	計
2	0	13	0	13
3	0	8	37	45
4	31	178	224	433

注　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、催事の開催が自粛された

キ　食品衛生法施行細則第１７条に規定する営業等

営業の種類		営業所数	報告件数	廃止数	監視件数
生食用食肉取扱施設	飲食店営業	11	0	0	6

（4）食品等の検査　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

ア　表示検査

食品表示に対する消費者の関心が高まるなか、国・都等関係機関との連携を図り、表示の監視指導を実施し、不適正表示食品の排除に努めている。令和4年度は3,782品目の表示検査を実施した。その結果、7品目の不適正表示を発見し、輸入者・製造者を管轄する自治体へ通報した。

イ　収去検査

（　）内は輸入食品再掲

項目／食品等の分類	総検体数	細菌検査			化学検査		
		項目数	適	不良	項目数	適法	否
魚介類	0	0	0	0	0	0	0
すし種・さしみ	16	265	265	0	0	0	0
その他の魚介類加工品	3	14	14	0	6	6	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0
生食用食肉	0	0	0	0	0	0	0
液卵	1	13	13	0	0	0	0
その他の肉・卵類	6	19	19	0	32	32	0
牛乳・加工乳・その他の乳	16	16	16	0	72	72	0
乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	3	0	0	0	45	45	0
野菜・果物及びその加工品	12(6)	0	0	0	235(100)	235(100)	0
洋生菓子	19	224	224	0	27	27	0
和生菓子	6	60	60	0	11	11	0
その他の菓子・菓子材料	7(2)	13	13	0	143(50)	143(50)	0
清涼飲料水	6(4)	1	1	0	106(96)	106(96)	0
酒清飲料・氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰	0	0	0	0	0	0	0
調味料	1	0	0	0	12	12	0
加熱済そうざい	3	39	39	0	0	0	0
未加熱そうざい	5	65	65	0	0	0	0
そうざい半製品	0	0	0	0	0	0	0
弁当類	0	0	0	0	0	0	0
調理パン	0	0	0	0	0	0	0
ゆでめん類	0	0	0	0	0	0	0
豆腐	5	70	70	0	0	0	0
その他の食品	3(2)	0	0	0	59(48)	59(48)	0
食品添加物	0	0	0	0	0	0	0
器具類	0	0	0	0	0	0	0
計	112(14)	799	799	0	748(294)	748(294)	0

注１　細菌検査（１）検査内容：細菌数、大腸菌群、大腸菌、腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌等

（２）判断基準：夏期・歳末の都区一斉収去検査成績に基づく措置基準、成分規格等

注２　化学検査（１）検査内容：着色料、保存料、甘味料、漂白剤、酸化防止剤、発色剤等

（２）判断基準：食品衛生法に基づく添加物使用基準、成分規格等
食品表示法に基づく表示基準等

ウ　東京都健康安全研究センター広域監視部食品機動監視班の検査状況（目黒区内）

年間を通じて大規模製造業・食品流通拠点・食品の輸入業者など大量若しくは広域に流通する食品の検査は、東京都と協力して実施している。

	検査項目									判定	
	細菌	化学（添加物等）	真菌	放射能（スクリーニング検査）	放射能（確定検査）	アレルギー物質	農薬・動物性医薬品	遺伝子組換え	計	適	否
検査項目数	89	243	10	72	18	7	623	0	1,062	1,062	0

エ　放射性物質検査

米、牛乳、ヨーグルト、粉ミルク等の給食主要食材の放射性物質の検査について、平成27年度からは区内保育所、区立小・中学校を管轄する各所管において、食品衛生法上の登録検査機関に委託し、ゲルマニウム半導体検出器による放射性セシウムの検査を行った結果、全ての検体において食品衛生法の基準値を超えるものはなかった。各所管がホームページ及び各施設で掲示により公表した。

また、区内流通食品中の放射性物質検査は東京都と協力し、東京都健康安全研究センターにおいて実施している。

オ　食中毒検査（苦情を含む）

年度	検体数				計
	食品	ふき取り	ふん便	その他	
2	16	22	95	22	155
3	12	40	106	29	187
4	26	66	146	21	259

（5）食中毒　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

ア　食中毒調査

食中毒発生時に原因食品・原因施設等の調査を実施し、事故の拡大・再発防止に努めている。

発生月日	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質
4月21日	5	3	令和4年4月20日に調理提供した料理（加熱不十分な鶏肉を含む）	カンピロバクター
8月10日	3	3	令和4年8月7日に調理提供した料理（加熱不十分な鶏肉を含む）	カンピロバクター

イ　食中毒関連調査

他の自治体で調理・製造・販売された食品等で食中毒を起こした目黒区内居住者に対して、疫学調査･検便等の調査を行っている。

年度	調査件数	被調査者数	患者数
2	41	966	99
3	24	47	17
4	25	31	24

（6）違反･違反の疑い又は不良食品等の調査状況　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

違反条項	通知	調査	備　　考
食品衛生法　第 6 条	1	0	異物混入等
同　第 12 条違反	0	1	法定外添加物使用
同　第 13 条違反	0	12	添加物使用不適
同　第 18 条違反	0	0	容器類基準不適
同　第 51 条違反	0	0	施設基準不適合
不良食品等	0	0	指導基準不適合等
食品表示法第 5 条	5	4	表示基準不適合
計	6	17	

注　通知：本区で発見し、区外に通知したもの　　調査：区外からの通知により、本区で調査したもの

（7）違反食品に対する指導　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

違反食品に対する措置は、不利益処分によるもののほか、違反食品の迅速で確実な排除が可能な場合、措置について指示書を交付し廃棄等を指示している。また、指導の状況をホームページで公表している。

措置月日	品名	内容	措置	違反条項
6 月 1 日	キャビア	添加物の使用基準違反（使用対象外） ソルビン酸（0.32g/kg）検出	回収指示	食品衛生法 第 13 条第 2 項
6 月 24 日	キャビア	添加物の使用基準違反（使用対象外） ソルビン酸（0.32g/kg）検出	販売禁止 命令	食品衛生法 第 13 条第 2 項

（8）自主回収の指導状況　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

食品衛生法及び食品表示法に基づき、区内の食品関係事業者が食品の自主回収を実施した際、食品関係事業者への指導並びに国等関係機関への報告を実施し、健康への悪影響の未然防止・迅速な回収の促進に努めている。

年度	総数	自主回収の理由					
		食品衛生法に違反	食品衛生法に違反するおそれ	その他（食品衛生法）	食品表示法に違反	食品表示法に違反するおそれ	その他（食品表示法）
3	5	1	2	0	2	1	0
4	12	0	4	0	6	0	2

注　複数該当を含むため、総数と理由の合計が一致しないことがある。

（9）不利益処分　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

食品衛生関係の不利益処分は、食品衛生法等に違反した営業者に対して行っており、営業許可の取消又は営業の禁止、停止、違反品の廃棄等がある。

令和３年５月３１日以前に営業許可を取得した施設にあっては、食品衛生法（令和３年６月１日最終改正）第６０条ではなく、改正前の食品衛生法第５５条を適用。

処分 年月日	原因及び 違反食品等	処分理由	処分内容	適用条項
R4.5.11	不明 （調理提供した食事）	食中毒の発生 （カンピロバクター・ ジェジュニ）	営業停止命令 施設改善命令	食品衛生法第 6 条 3 項 第 55 条第 1 項 第 56 条
R4.6.24	不明 （製造した食品）	添加物の使用基準違反 （使用対象外） ソルビン酸	違反品の 販売禁止	食品衛生法第 13 条第 2 項 第 59 条第 1 項
R4.8.25	不明 （調理提供した食事）	食中毒の発生 （カンピロバクター・ ジェジュニ）	営業停止命令 施設改善命令	食品衛生法第 6 条 3 項 第 55 条第 1 項 第 56 条

（１０）苦情処理　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

食品衛生に関する苦情の調査件数

年度	異物混入		腐敗・ 変敗等	カビ	有症	表示	施設	食品の 取扱	その他	計
	昆虫類	昆虫以外								
2	2	7	0	1	37	2	16	17	44	126
3	2	12	2	0	21	2	12	8	30	89
4	2	11	3	1	48	7	16	10	18	116

（１１）食品関係営業者衛生講習会　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

食品関係営業者等に対し、衛生知識の普及・向上を図り、食中毒等の事故を防ぐために、講習会を実施している。

食品衛生講習会開催状況

年度		食品関係 営業者	集団給食 施設関係者	消費者	計
2	回数	12	4	0	16
	人員	593	121	0	714
3	回数	18	3	0	21
	人員	1,423	113	0	1,536
4	回数	24	1	3	28
	人員	2,212	157	109	2,748

注　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催を含む

（12）免許申請等の事務取扱件数　＜生活衛生課食品衛生指導係＞

	調理師免許	製菓衛生師免許	ふぐ取扱所認証
取扱件数	65	3	20

7　獣医衛生

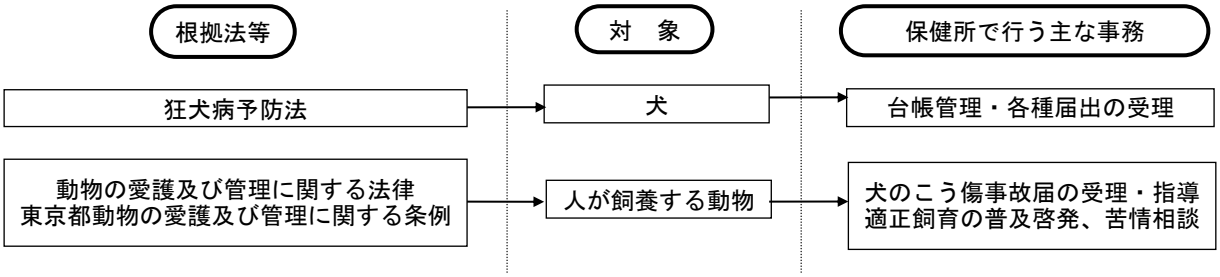

（1）狂犬病予防　＜生活衛生課生活環境係＞

狂犬病の発生とそのまん延を防ぐ目的から、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射事務を行っている。（登録は犬の一生に１回、狂犬病予防注射は毎年1回）

犬の鑑札・狂犬病予防注射済票取り扱い件数

年度	犬の登録数	鑑札交付数			注射済票		死亡又は所有権放棄等
		登　録	再交付	転　入	交　付	再交付	
2	11,597	1,187	82	382	8,256	27	899
3	11,965	1,265	103	344	8,641	34	790
4	12,275	1,156	66	469	8,743	38	851

注　「再交付」は亡失、損傷によるもののみ。転入に伴い再交付した数は「転入」に含む

（2）動物の愛護及び管理　＜生活衛生課生活環境係＞

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例等により、こう傷事故の措置、動物の適正な飼い方についての普及啓発、苦情処理等の業務を行っている。

ア　こう傷事故状況

年度	被害者数	こう傷犬頭数					
		登録犬		未登録犬		不明犬	登録犬
		注射済	未注射	注射済	未注射		
2	11	7	4	0	0	0	11
3	13	12	0	1	0	0	13
4	13	11	0	1	1	0	13

イ　苦情・相談処理

（ア）犬に関する苦情・相談件数

年度	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	相談のみ	計
2	1	130	0	11	2	6	150（27）
3	3	97	0	16	9	3	128（33）
4	2	127	0	16	17	7	169（38）

注　（　）内は、現地調査回数

（イ）猫に関する苦情・相談件数

年度	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	相談のみ	計
2	27	2	2	24	14	69（27）
3	16	1	1	25	12	55（27）
4	10	1	0	21	15	47（28）

注　（　）内は、現場調査回数

（ウ）カラスの苦情・相談処理

年度	苦情・相談	落下カラス捕獲	巣の撤去	計
2	43（25）	7	1	51(25)
3	48（15）	2	3	53(15)
4	46（18）	7	1	54(18)

注　（　）内は、現場調査回数　　（事業開始：平成17年度（落下カラス））

（３）飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業　＜生活衛生課生活環境係＞

飼い主のいない猫の繁殖を抑え良好な生活環境を保持することを目的に、平成20年度から区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成事業を実施している。

年度	助成頭数			助成額(円)
	メス	オス	計	メス
2	61	45	106	1,372,175
3	34	28	62	775,620
4	67	53	120	1,546,660

（４）普及・啓発事業　＜生活衛生課生活環境係＞

ア　平成 19 年度からしつけトレーナー等を講師として、「犬の飼い方セミナー」を行っている。
令和４年度は令和５年２月 13 日から３月２３日までオンライン配信により実施し、延１０８名の参加があった。テーマ「犬のしつけ方講座」

イ　飼い犬・猫や飼い主のいない猫に係るふん尿などの被害について、チラシ・啓発プレートなどの配布を行うとともに、電話や窓口による相談対応、現地調査及び適正飼養の指導・助言を行った。

ウ　動物愛護週間（９月２０日～２６日）にあわせて、総合庁舎西口ロビーにおいて令和４年９月１７日から２７日にパネル・ポスター（環境省、東京都、東京都愛玩動物協会及び区）の展示やパンフレットの提供及び地域猫活動を行っている団体の紹介により、動物愛護に関する啓発を行った。
区ホームページに YouTube リンクによる動画配信（東京都動物管理係作成 DVD、東京都獣医師会目黒支部獣医師による「動物愛護とペット相談コーナー」、NPO 法人「みゅーまる」による音楽劇と読み聞かせ）を行った。

エ　避難所運営訓練において、区内３か所の区立小・中学校で区が備蓄しているケージやペットフード等の展示をしたほか、ペット防災の手引き（避難所運営者向け）、ペットとわたしの防災ハンドブック（飼い主向け）を配布し、ペット防災に関する普及啓発を行った。

８　健康づくり・「健康めぐろ２１」の推進

（1）健康大学　＜健康推進課健康づくり係＞

「健康めぐろ21」の推進事業の一環として、 総合的な体験学習に基づき生活習慣病を予防し、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるようにすることを目的としている。

年度 / 内容	2			3			4		
	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数	回	受講者数	延べ人数
教養講座	―		―	3		37	6		109

※令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を十分取り入れて、オンラインと対面で講座を開催した。
※令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小して開催した。
※令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

（2）禁煙外来治療費助成金交付事業　＜健康推進課健康づくり係＞（令和３年度まで公害保健係が担当）

受動喫煙防止対策を推進するとともに、健康めぐろ 21 の大目標の一つである「生活習慣の改善」を推進するため、禁煙外来治療を受ける区民に対して当該費用の一部を助成することにより、区民の禁煙を支援し、もって区民の健康の維持及び増進を図ることを目的としている。

ア　対象者

登録申請時において目黒区内に住所を有する満２０歳以上で、過去に本事業による助成金の交付を受けたことがない者

イ　定員

50 人（申込順）

ウ　助成内容

禁煙外来に係る費用の自己負担額（上限１万円。自己負担額が１万円未満の場合は、当該自己負担額）

エ　登録・交付申請人数及び助成金額

年度 / 項目	2	3	4
登録申請人数	67	79	59
交付申請人数	30	22	11
助成金額（円）	300,000	208,800	103,300

（3）健康づくり健診　＜保健予防課保健管理係＞

16 歳～39 歳までの区内在住者を対象に、健康づくりの動機づけを目的として年 12 回保健所で行っている。この健診では、区民に自分の検査数値や体の状態を知ってもらうことにより、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・予防に自ら心がけるよう働きかけている。平成 24 年度から健診結果報告書を本人宛てに郵送をしている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年７月以降は人数を縮小して実施した。また、令和２年度は４月～6 月、令和３年度は２月、令和４年度は８、９月を休止した。

ア　健診項目

身長・体重、検尿、問診・血圧測定、血液検査（貧血・脂質・肝機能・腎機能・血糖）

イ　受診状況

年度	受診者数	総　合　判　定			
		正常範囲	要指導	要医療	その他
2	238	44	190	4	－
3	355	51	257	6	41

年度	受診者数	総　合　判　定					
		異常なし	現在、心配なし	要経過観察	要再検査	要精密検査	要医療
4	359	78	122	84	0	75	0

※令和４年度から総合判定方法が変更になった。

（4）健康づくり地域支援事業　＜健康推進課健康づくり係＞

例年、区民の健康づくり支援のために下記のとおり、普及・啓発、相談を行っているが、令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小開催となった。

ア　めぐろスポーツまつり

令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小開催した。血管年齢測定、健康相談、脂質異常症予防に関するパズル展示と健康クイズ、ウォーキングマップ等の資料を配布した。

イ　厚生中央病院地域健康フェスティバル

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策に向けた医療体制整備のため、病院側の判断で中止となった。

（5）受動喫煙防止対策　＜健康推進課健康づくり係＞

ア　飲食店対策

令和２年４月１日に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、飲食店においても原則屋内禁煙となった。令和４年度は、受動喫煙対策及び標識掲示に関する啓発物を作成し、全面施行後の令和２・３年度に新規に営業を始めた区内飲食店５６４店舗に送付した。また、標識の送付を希望する飲食店からの申し込みフォームを作成し、飲食店に対して禁煙等の標識を送付することで、掲示の徹底を図っている。

イ　喫煙可能室設置施設届出

一定の要件や技術的基準を満たし喫煙可能室を設置した飲食店の届出を受理している。

年度	2	3	4
受理件数	91 件	12 件	3 件

（届出開始：令和2年1月）

ウ　普及啓発活動

５月３１日の世界禁煙デーに合わせて、総合庁舎西ロロビーでパネル展を行い、禁煙支援・COPD（慢性閉塞性肺疾患）・受動喫煙対策のポスター掲示やリーフレットを配布するなどし、周知啓発を行っている。区内の禁煙外来医療機関や住区センター等に、禁煙外来治療費一部助成のご案内やリーフレットを送付し、禁煙支援及び受動喫煙対策を行っている。

（６）健康づくり協力店事業（食育推進）　＜健康推進課健康づくり係＞

ア　区民が外食する際に、健康に配慮したメニューが選択できるよう、食環境づくりの一環として実施している事業である。区内飲食店等を対象に登録を募り、栄養成分表示や栄養情報提供ができるよう、指導・支援を行っている。

	相談支援件数	登録店舗数	内訳							
			一般飲食店	そば店	すし店	弁当・惣菜店	パン製造販売店	菓子製造販売店	特定給食施設	その他
店舗数	0	44	18	11	7	4	0	0	3	1

イ　区民に対し健康づくりと食育の啓発を図るため、平成24年度から食育通信を作成、発行し、お店のテーブルやメニューに挟むなどしてお客様に見ていただけるようにしている。

年度	回数	店舗数	配布部数
2	3	延 121	586
3	3	延 113	538
4	2	延 74	352

（７）食育推進事業　＜健康推進課健康づくり係＞

ア　パネル展示による普及啓発活動

区民の健康づくりと食育の推進のために総合庁舎南口展示スペースで常設パネルを展示。６月の食育月間では朝食の献立例を和食と洋食の展示を行い、朝食のメリットや栄養バランスのポイントについての資料配布により普及・啓発を行った。また、９月の健康増進普及月間に合わせて、西口展示スペース（令和４年９月１２日～９月１６日）にて「食事をおいしく、バランスよく食べようｗｉｔｈミルク」をテーマにパネルとフードモデルを展示、食生活改善普及運動を実施した。

イ　食育レシピ本「家庭で味わう保育園給食のすすめ」の普及啓発

家庭における食育の推進と、子どもから高齢者に至るまですべての世代の健康づくりを目的とし、普及啓発を継続するために、令和 ３ 年 ４ 月より四季に分けた食育レシピと電子書籍の編集に取り組み、目黒区ホームページに掲載し、イベントや展示会にて二次元コードを印刷したチラシを配布し普及啓発を継続した。

９　母子保健

妊産婦及び乳幼児の健康の維持・増進を図り、心身とも健全な児童を育成するため、健康診査・保健指導及び健康教育を実施している。

平成２９年改正母子保健法施行により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、一体的に支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が区市町村の努力義務となった。区では令和元年４月に保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課の３課を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期にわたるサービスを切れ目なく提供するためのマネジメントの充実を図っている。

（１）子育て世代包括支援センター

ア　出産・子育て応援事業（ゆりかご・めぐろ）＜保健予防課保健相談係・碑文谷保健センター＞

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるために平成 29 年４月より、ゆりかご相談員（助産師、保健師、看護師）が面接を実施している。継続的に相談や支援が必要な妊婦には「支援プラン」を作成して、見守りや継続支援ができるよう、子育て関係機関と連携したり、乳幼児健診や相談事業を活用したりしながら、支援体制の充実を図っている。面接を実施した妊婦には、ゆりかご応援グッズ（育児用品カタログギフト）を配付している。令和２年度からは希望者にオンライン面接を開始した。

年　度		面接数
2		2,514
3		1,885
4	総　　数	1,941
	保健予防課	1,038(うちオンライン面接 36)
	碑 文 谷	903(うちオンライン面接 50)

イ　産後ケア事業＜保健予防課保健相談係・碑文谷保健センター＞

出産後に家族等から十分な育児や家事等の支援を受けられない母親に対し、心身のケア、育児の支援その他母子の健康維持及び増進に必要な支援を行い、産後の母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的とし、平成３１年４月から産後ケア事業（訪問型）は、開業助産師に委託し実施している。産後ケア事業（訪問型）は、出産後４か月までの母子とし、利用回数は１回までとしていたが、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第６９号）の施行に先立ち、令和３年１月から、出産後１年までの母子とし、利用回数を乳児１名の場合は２回まで、多胎児の場合は３回とした。併せて電子申請による受付を開始。

産後ケア事業（宿泊型）は、令和２年１月から厚生中央病院に、令和２年４月から育良クリニックに、産後６０日までの母子に対して、４日（３泊４日）の利用期間で委託し、実施している。

産後ケア事業(通所「集団」型)は、令和３年２月、３月に、産後５か月までの母子に対して碑文谷保健センターを会場として月１回８組を上限として東京都助産師会世田谷目黒地区分会に委託し、試行的に実施した。令和３年度は、対象者を区内全域に広げ令和３年１０月からは電子申請による受付も開始した。

※令和４年度は、会場を碑文谷保健センターのほかに保健予防課でも開始した。

年度	利用者数（母親の人数）		
	訪問型 （母親延べ人数）	宿泊型 （母親実人数）	通所型 （母親延べ人数）
2	88	89	11
3	181	168	52
4	207	137	85

ウ　子育て世代包括支援センター関係機関連携会議　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

令和３年度に保健医療や福祉の関係機関との連絡や意見交換を目的に設置した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる開催（１回）をした。

令和４年度は、２回開催した。

エ　ファーストバースデーサポート　＜保健予防課保健サービス係・碑文谷保健センター＞

令和４年度より、区として健診や訪問がない１歳の子どもがいる家庭を応援するため、１歳の誕生日頃にアンケートを実施し、育児に役立つギフト（第１子：１万円相当、第２子：２万円相当、第３子～：３万円相当）を支給するとともに、家庭状況の把握や相談支援、子育て支援情報の提供を行った。

年　度	ギフト支給状況		
	第１子	第２子	第３子～
4	1,171	674	152

オ　多胎児家庭支援事業（さくらんぼ・めぐろ）　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

身体的・精神的負担及び外出時の困難さを抱える多胎児家庭を支援するため、乳幼児健診や予防接種、多胎児懇談会等に参加する際の移動経費補助を開始した。

０歳～２歳の多胎児家庭を対象として保健師等の専門職が面接や訪問による状況把握や相談支援を行い、面接を行った世帯に対し、タクシー移動などに利用できる「こども商品券（２４，０００円分）」を交付した。

年　度	面接実施件数		
	０歳	１歳	２歳
4	20	15	10

（２）妊娠の届出と妊婦健康診査、新生児聴覚検査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

ア　妊娠届出状況

年度	2	3	4
届出件数	2,755	2,618	2,425

イ　妊婦健康診査

妊娠の届出をした妊婦に対して、妊産婦死亡率の低下や妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、医療機関に委託して健康診査を実施している（一人当たりの実施回数14回）

年度	受診票交付数	結果通知受理数	異常なし	有所見者数	保健所への連絡事項内訳（延べ数）			
					訪問指導を要する	治療指導	要精密	その他
2	38,570	27,452	26,249	1,203	9	11,098	33	16,312
3	36,652	26,469	25,460	1,009	8	10,101	20	16,340
4	33,950	25,859	24,925	934	13	9,380	22	16,444

※東京都国民健康保険団体連合会作成の妊婦健康診査実施状況票より抜粋

ウ　妊婦超音波検査妊婦超音波検査

年度	受診票受理数	総合判定結果内訳（実数）		保健所への連絡事項内訳（延べ数）			
		異常なし	その他	訪問指導を要する	治療指導	要精密	その他
2	2,212	2,171	41	1	977	4	1,230
3	2,079	2,054	25	3	895	2	1,179
4	2,043	2,018	25	1	767	3	1,272

※東京都国民健康保険団体連合会作成の妊婦健康診査実施状況票より抜粋

エ　妊婦子宮頸がん検診　妊婦子宮頸がん検査（平成２８年４月１日から実施）

年　度	受診票受理数	総合判定結果内訳（実数）		保健所への連絡事項内訳（延べ数）			
		異常なし	その他	訪問指導を要する	治療指導	要精密	その他
2	2,238	2,187	51	0	871	13	1,354
3	2,172	2,115	57	0	781	21	1,370
4	2,029	1,962	67	1	706	20	1,302

※東京都国民健康保険団体連合会作成の妊婦健康診査実施状況票より抜粋

オ　新生児聴覚検査（平成 31 年４月１日から実施）

年　度	受診票受理数
2	1,524
3	1,527
4	1,527

カ　里帰り等妊婦健康診査費助成

里帰り等で妊婦健康診査受診票が使えない都外医療機関等で受診した妊婦健康診査及び妊婦超音波検査費用の一定額を助成する事業を平成 20 年４月１日から開始した。また、平成 28 年４月１日からは子宮頸がん検診費用を、平成 31 年４月１日からは新生児聴覚検査費用の一定額の助成を追加した。

年度	申請者数	（内）新生児聴覚検査
2	628	400
3	525	349
4	486	331

キ　多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用助成

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診券１４回分の回数を超えて自費で受診した健診費用について、健診１回につき 5,070 円以内、かつ妊婦１人につき５回を限度として助成する事業を令和３年９月１日から開始した。

年度	申請者数	助成対象延べ回数
3	1	2
4	3	3

（3）ハローベビークラス・サロン　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

年度	開催延べ日数	受講者実数	受講者延べ数
2	25	212	212

主に初妊婦を対象に、妊娠・出産・育児等について、必要な知識と理解を習得することを目的とし、妊婦の交流会(サロン)を含め保健予防課、碑文谷保健センターともに行っている。令和3年度からパパママの育児教室に統合した。

※令和２年度は４月～9 月は中止し、10 月以降は対象者を妊婦に限り予約制で実施した。交流会（サロン）は実施せず各回の内容を統一した。

（4）パパママの育児教室　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

年度	開催回数	受講者延べ数
2	32	296
3	56	579
4	42	1,050

昭和 53 年度から碑文谷保健センターで、平成５年度から保健予防課で初めて出産をむかえる夫婦を対象に育児指導を実施している。24～26 年度は夫のみの参加とした。27 年度からは、事業の見直しにより、保健予防課で実施することとし、８回から 22 回へ変更した。28 年度からは１回あたりの人数を 20 組から 24 組に増やした。さらに 29 年度からは 22 回から 24 回に増やした。30 年度から１回あたりの人数を 24 組から 22 組に減らし回数を 24 回から 34 回に増やした。
※令和２年度はパートナーのみの参加。各回 22 組から 12 名に減らした。令和３年度はハローベビークラス・サロンとの統合により、平日開催したため回数が 56 回に増えた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、妊婦のみまたはパートナーのみの参加とした。

（5）妊産婦・新生児訪問指導　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

新生児や妊産婦に対して、保健師あるいは委託による助産師等が訪問指導を行っている。

妊産婦・新生児訪問指導状況

年度	妊産婦訪問指導		新生児訪問指導		未熟児訪問指導	
	実人数	延べ人員	実人数	延べ人員	実人数	延べ人員
2	1,584	1,640	1,559	1,577	24	28
3	1,727	1,786	1,685	1,707	22	28
4	1,701	1,813	1,699	1,733	20	23

（6）母親の会　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

育児支援対策として、乳幼児健診に合わせて親にアンケート調査を実施し、フォローが必要なケースについては個別相談指導及びグループワークを月１回実施した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止し、開催後は人数を制限した。

年度	開催回数	母親延べ人数
2	16	37
3	24	68
4	24	52

（7）はじめての子育ての集い　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

生後２か月半～5 か月半の第１子と母が集まり、交流を深め、情報交換をすることにより、育児不安の軽減を図っている。令和２年度には、対象月齢と名称を「フレッシュママの集い」から「はじめての子育ての集い」に変更した。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は事業を中止し、令和３年度は事業を一部中止した。

年度	開催回数	参加親子延べ数
2	—	—
3	20	247
4	34	595

（8）多胎児懇談会　＜碑文谷保健センター＞

碑文谷保健センターでは、多胎児とその家族又は多胎児を妊娠中の妊婦が集まり、交流を深めたり、情報交換を目的とした懇談会を実施している。平成29年度からは、多胎児の対象を生後4か月～3歳未満として、予約制で行っている。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。再開後は、対象と人数を制限して実施した。

年度	開催回数	参加者延べ数	
		多胎児家族	多胎妊娠家族
2	1	7	3
3	4	20	17
4	4	24	12

（9）Ｂ型肝炎母子間感染防止対策　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

Ｂ型肝炎母子間感染を予防することにより、新たなキャリア（HBs抗原持続陽性者）の発生を防ぎ、将来Ｂ型肝炎の撲滅を図ることを目的として実施している。

年度	HBs　抗　原	
	検査数	陽性数
2	2,546	0
3	2,403	0
4	2,246	0

（10）乳児健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

ア　４か月児健康診査

発育・発達状態や疾患の有無等について健康診査を行い、また、その保護者に保健指導を行っている。平成2年9月から平成26年度までは、アレルギーに関するアンケート調査を実施していた。平成17年度からは、4か月児健診を2日制から1日制に変更し、母の育児不安アンケート調査も開始し、実施している。

４か月児健康診査

年度	対象数	受診数	受診率（%）	異常なし	有所見者数	有所見率（%）	精密健診発行数
2	2,312	1,935	83.7	1,440	495	25.6	14
3	2,192	1,959	89.4	1,411	548	28.0	24
4	2,144	1979	92.3	1,471	508	25.7	36

４か月児健診有所見内訳（延べ数）

年度	発育	皮膚	頭頸	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部	四肢	発達・神経	その他	計
2	77	372	11	4	5	12	32	39	20	20	81	1,286	1,959
3	96	363	32	16	9	11	58	29	39	30	94	589	1,366
4	76	343	9	11	12	7	27	40	17	23	82	638	1,285

注 その他には、平成28年11月から実施の「健やか親子21アンケート」による所見有を含む

イ　乳児健康診査（６か月児及び９か月児）

乳児健康診査の一層の徹底を図るため、４か月児健康診査のほか、６か月児及び９か月児の乳児に対して受診票を発行して、医療機関に委託し健康診査を実施している。

年度	発行枚数		転入者発行枚数	受理数	保健所への連絡事項（延べ数）			
					当院で行う	保健所で行う	他機関管理中	その他
2	6か月	2,413	49	2,125	229	4	14	1
	9か月	2,413	86	2,027	204	7	13	0
3	6か月	2,192	26	1,951	229	1	21	1
	9か月	2,192	56	1,901	164	8	17	0
4	6か月	2,144	67	1,914	147	5	22	0
	9か月	2,144	92	1,851	118	1	19	3

（11）１歳６か月児健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

発育状況の一般診査と精神発達面の診査を、医師会に委託している。また、専門医療機関に委託し、精密健康診査を実施している。

ア　１歳６か月児健康診査受診状況

年度	通知発送数	受診者数	受診率（%）	有所見	
				問題あり	疑い
2	2,233	1,985	88.9	78	57
3	2,184	1,871	85.7	69	44
4	1,989	1,827	91.9	76	56

イ　１歳６か月児健康診査有所見内訳（延べ数）

年度	形態異常	大泉門閉鎖なし	皮膚の異常	呼吸音の異常	心音の異常	腹部の異常			神経学的所見及び運動機能		眼の異常				聴覚の異常		精神発達の遅れ	言語発達の遅れ	その他の異常	計
						臍・そけいヘルニア	腫りゅう	停留こう丸			視力障害		斜視							
									異常	境界	あり	疑	あり	疑	難聴	疑				
2	4	54	53	1	10	3	0	6	7	5	0	4	2	11	0	2	10	51	5	228
3	1	46	40	4	9	0	0	12	1	7	1	6	2	3	0	4	6	53	6	201
4	1	44	32	6	8	0	1	7	2	11	3	1	1	5	0	0	8	56	5	191

注　所見の症状により、１人で２区分以上の計上もある

ウ　１歳６か月児健康診査の指導区分（延べ数）

年度	既医療	要観察	要医療（精神）	要医療（身体）	要医療（精神・身体）	要精密	計
2	24	92	3	17	0	13	149
3	18	87	1	9	3	11	126
4	26	87	1	2	1	9	126

エ　１歳６か月児心理相談内訳（延べ数）

年　度	受診者数	終了	要経過観察	要精密
4	73	45	28	0

※令和４年度より、１歳６か月児歯科健診において、心理相談を実施

（12）３歳児健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

身体発育、運動・精神発達、視力・聴力などについて健康診査を行い、また、その保護者に保健指導や心理相談を行っている。また、令和５年２月から子どもの弱視（矯正しても通常の視力が得られない状態。）を早期発見し適切な治療につなげるため、従来の視力検査に加え、専用の屈折検査機器（スポットビジョンスクリーナー）による視覚検査を新たに導入した。

ア　実施状況

年度	対象数	受診者数	受診率(%)	異常なし	有所見者数	有所見率(%)	精検発行数
2	1,507	1,287	85.4	1,025	262	20.4	31
3	2,286	1,950	85.3	1,475	475	24.4	37
4	2,099	1,751	83.4	1,363	388	22.2	46

イ　３歳児健康診査有所見内訳（延べ数）（令和４年度）

区分	発育	皮膚	顔面・口腔 頭頸部	眼	耳鼻咽喉	腹部 胸部	外陰部 鼠径	四肢 背部	運動	精神	言語	日常習慣	異常その他	尿蛋白陽性（再掲）	計
件数	60	119	11	111	45	28	40	13	10	67	103	288	574	0	1,469

ウ　３歳児心理相談内訳（延べ数）（令和４年度）

区分	問題なし	精神発達の問題	言葉の問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	計
要精密	1	8	4	0	13	6	2	6	2	7	1	50
要継続	0	5	7	2	13	10	7	16	2	4	1	67
助言のみ	37	30	17	30	100	29	22	50	21	10	6	352
特になし	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	4
計	39	43	28	34	127	45	31	72	25	21	8	473

（13）４～５歳児健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

身体・精神発達面の健康診査及び保護者の育児に関する状況把握を行い、幼児の健全な育成を図るために実施している。平成26年度までは申込制で行っていたが、平成27年度からは対象者全員に健診票を送る方法に変更した。

令和４年度より５歳児健康診査から４～５歳児健康診査へ名称変更した。

ア　実施状況

年度	対象数	受診者数	受診率(%)	有所見者数	有所見率(%)
2	2,231	1,504	67.4	204	13.6
3	2,322	1,456	62.7	150	10.3
4	2,198	1,409	64.1	181	12.8

イ　４～５歳児健康診査有所見内訳（令和４年度）

有所見人数	延数	皮膚	発育	眼	耳鼻咽喉	腹部・胸部	運動	言語	精神	日常習慣	その他異常	尿（蛋白陽性・潜血）
181	217	17	2	55	5	10	12	24	20	0	12	82

（14）乳児アレルギー健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

乳幼児健康診査等事業の際に公害健康被害予防事業として、アレルギーについての一次スクリーニングを行っている。二次健康診査として専門医によるアレルギー相談を実施し、併せて気管支ぜんそく等発症予防のため保護者に適切な指導を行っている。

年度	４か月児健診受診者（一次スクリーニング）	アレルギー健診受診者（二次健診）	診察結果				精密検査受診者
			終了	要経過観察	要指導	要精密検査	
2	1,894	12	5	1	1	5	1
3	1,959	8	6	0	0	2	0
4	1,979	11	6	1	0	4	1

（15）健康相談（経過観察）　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

乳児健康診査、１歳６か月児歯科健診、３歳児健康診査、その他の健康診査の保健相談後の要経過観察児に対して専門医の診察及び相談を行っている。また、令和3年度より助産師による授乳相談を開始した。

受診数（延べ）		診察結果		再掲
		終了	要経過観察	要精密検査
内科	234	137	89	8
ことば	62	26	36	0
心理	105	38	67	6
授乳	74	71	3	0

注　内科は、発育・発達健診を含む

（16）子どもの健康教室　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

２歳児歯科健診及び３歳児健診など幼児の各種事業や個別相談で把握した、ことばの発達、友達と遊べない、育児に自信が持てないなどの心配のある親子を対象にしている。集団遊びを通して、親と子のかかわり方を理解することを目的として開催し、個人相談・健康教育を実施している。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止し、再開後は人数を制限して実施した。令和３年度は人数を制限して実施した。

健康教室開催状況（令和４年度）

場所	回数	参加者延べ数
保健予防課 碑文谷保健センター	68	親273 子273

（17）妊産婦歯科健康診査　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

妊産婦を対象に歯科疾患の早期発見及び予防を図り、口腔衛生の向上に寄与することを目的として実施している。平成16年度までは妊娠5か月から8か月の妊婦を対象としていたが、平成17年度からは産後7か月から12か月の産婦も対象とした。平成20年度からは、出産後12か月までの産婦へと対象を拡げた。

また、これまで申込制だった受診票発行を平成30年度からは、「母と子の保健バック」へ同封し周知を図った。さらに対象者を産前の全ての期間に拡大した。

年度	受診者数
2	1,217
3	1,116
4	1,167

【４か月から小学校に入学するまでの健診の一覧】

名　　称	受けられる月年齢	受　診　場　所	健　診　内　容
乳　児　健　診	４か月（３～６か月未満）	目黒区保健所保健予防課、碑文谷保健センター	診察、保健指導
	６か月（６～８か月未満）	都内契約医療機関	〃
	９か月（９～11か月未満）	〃	〃
１歳６か月児健診	１歳６か月～２歳未満	区内契約医療機関	〃
１歳６か月児歯科健診	１歳６か月～２歳未満	目黒区保健所保健予防課、碑文谷保健センター	歯科健診、歯ブラシ指導
２歳児歯科健診	２歳～３歳未満	〃	〃
３　歳　児　健　診	３歳～４歳未満	〃	診察、保健指導、尿検査、歯科健診、心理、聴視力
４～５歳児健診	５歳お誕生日前後	区内契約医療機関	診察、保健指導、尿検査

注　歯科健診の実績については、歯科保健の項目参照

10　成人老人保健

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病の予防および住民の健康増進を図るため、平成20年度に『高齢者の医療の確保に関する法律』および『健康増進法』が施行された。

目黒区においては、上記の2法に基づき、目黒区特定健康診査および各種がん検診等の実施、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健事業を行っている。

健康増進法	健康手帳の交付	手帳の交付	区内在住の40歳以上の者
	健康教育	生活習慣病予防教室	区内在住・在勤の者
	健康相談	成人健康相談	区内在住の40歳以上の者
	健診・検診事業	特定健康診査	区内在住の40歳以上の生活保護受給者等
		胃がん検診	区内在住の50歳以上の者
		子宮がん検診	区内在住の20歳以上の女性で前年度未受診の者
		肺がん検診	区内在住の40歳以上の者
		乳がん検診	区内在住の40歳以上の女性で前年度未受診の者
		大腸がん検診	区内在住の40歳以上の者
		胃がんリスク検査	区内在住の40歳の者、45・50・55・60・65・70・74歳の者で当該検査を未受診の者
		肝炎ウイルス検診	区内在住の40歳以上の者で前年度まで未受診の者又は41歳以上の既受診者で要検査の者
		眼科検診	区内在住の40・45・50・55・60・65歳の者
		成人歯科健康診査	区内在住の35・40・42・45・47・50・55・60・65・70歳の者
	訪問指導	訪問保健相談	40歳以上の療養上の保健指導を必要とする者及びその家族等（65歳以上は、特別の事情が認められる者。40歳以上の要保健指導者の家族介護を担う者は40歳未満も対象。）
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病保健	パーキンソン教室	区内在住のパーキンソン病患者とその家族
		難病講演会	区内在住・在勤の者
高齢者の医療の確保に関する法律	健診事業	特定健康診査	40歳以上の目黒区国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者

（1）健康手帳の交付　＜健康推進課成人保健係＞

年度	2	3	4
交付数	110	234	81

（2）健康教育　＜碑文谷保健センター＞

生活習慣病予防教室

碑文谷保健センターでは、循環器疾患や糖尿病を悪化させないために、知識の普及を行っている。令和４年度は、年３回実施し、39 人の参加があった。

（3）特定健康診査・がん検診等　＜健康推進課成人保健係＞

ア　特定健康診査

目黒区特定健康診査は、40歳以上の目黒区国民健康保険加入者、後期高齢者医療制度加入者、40歳以上の生活保護受給者等を対象に、メタボリックシンドローム及び生活習慣病（糖尿病・高血圧・高脂血症など）の早期発見と特定保健指導による生活習慣改善を行い、心筋梗塞や脳卒中を未然に防ぐことを目的として、目黒区医師会等に委託して実施している。

健診は6～11月に実施している。40歳以上で目黒区の国民健康保険・後期高齢者医療制度の5月上旬の抽出日時点の加入者については、受診券を一斉送付し、また、5月上旬の抽出日の翌日から5月31日時点の加入者には6月初旬に追って送付している。40歳以上で6月1日以降に目黒区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合や40歳以上の生活保護受給者等については、公募受付により受診券を発行している。また、寝たきりで医療機関に行けない受診者については、医師等を派遣して訪問健康診査を実施している。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国の緊急事態宣言が発令されたため、実施期間を令和2年7月27日から令和3年1月31日に変更した。そのため、40歳以上で目黒区の国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者については、6月22日時点の加入者について、受診券を7月27日までに一斉送付し、6月22日から7月27日までの加入者については、8月初旬までに追って送付した。40歳以上で7月27日以降に目黒区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した場合や40歳以上の生活保護受給者等については、公募受付により受診券を発行した。寝たきりで医療機関に行けない区民については、従来通り医師等を派遣して訪問健康診査を実施した。

受診状況並びに健診結果

年度		受診者数	メタボ判定		代謝系（糖尿）		尿糖陽性・弱陽性（再掲）
			基準該当	予備群	受診勧奨値	保健指導判定値	
2		29,822	2,697	1,694	3,370	5,912	1,212
3		31,165	2,818	1,815	3,447	6,057	1,296
4		30,869	2,597	1,700	3,524	6,173	1,501
	男	11,835	1,824	1,205	1,978	2,707	944
	女	19,034	773	495	1,546	3,466	557

※メタボ判定は、後期高齢者医療制度加入者の質問項目の変更により令和2年度から75歳以上は未集計。

《代謝系受診勧奨値》
空腹時血糖：126 以上又は
ヘモグロビン A1c：6.5 以上又は
尿糖：弱陽性（＋＋）（＋＋＋）

《代謝系保健指導判定値》
空腹時血糖：100～125 又は
ヘモグロビン A1c：5.6～6.4 又は
尿糖：弱陽性（＋）

年度	腎機能（＝尿蛋白陽性）		尿潜血陽性	貧血	
	受診勧奨値	保健指導判定値		受診勧奨値	保健指導判定値
2	688	1,618	4,263	2,451	9,247
3	686	1,737	4,626	2,525	9,723
4	657	1,807	4,226	2,557	9,960
男	351	865	925	1,063	3,439
女	306	942	3,301	1,494	6,521

《腎機能受診勧奨値》
尿蛋白：陽性（＋＋）（＋＋＋）
《腎機能保健指導判定値》
尿蛋白：陽性（＋）

《貧血受診勧奨値》
赤血球：【男】359 以下、580 以上　【女】329 以下、580 以上又は
血色素：【男】11.9 以下、18.0 以上　【女】10.9 以下、16.0 以上又は
ヘマトクリット：【男】35.3 以下、52.9 以上　【女】32.3 以下、47.0 以上
《貧血保健指導判定値》
赤血球：【男】360～399、540～579　【女】330～359、490～519 又は
血色素：【男】12～13、16.7～17.9　【女】11～12、14.7～15.9 又は
ヘマトクリット：【男】35.4～38.4、49～52.8　【女】32.4～35.4、44～46.9

年度	脂質		肝機能		肝機能（アルコール性）（再掲）	
	受診勧奨値	保健指導判定値	受診勧奨値	保健指導判定値	受診勧奨値	保健指導判定値
2	4,002	7,564	1,974	6,505	1,247	2,801
3	3,970	7,789	1,954	6,507	1,213	2,859
4	3,755	7,535	1,798	6,233	1,157	2,737
男	1,468	3,447	1,158	3,324	804	1,657
女	2,287	4,088	640	2,909	353	1,080

《脂質受診勧奨値》
中性脂肪：300 以上又は
ＬＤＬコレステロール：140 以上
又はＨＤＬコレステロール：34 以下
《脂質保健指導判定値》
中性脂肪：150～299 又は
ＬＤＬコレステロール：120～139
又はＨＤＬコレステロール：35～39

《肝機能受診勧奨値》
ＧＯＴ又はＧＰＴ：51 以上又は
γ-ＧＴＰ：101 以上
《肝機能保健指導判定値》
ＧＯＴ又はＧＰＴ：31～50 又は
γ-ＧＴＰ：51～100

《アルコール性肝機能受診勧奨値》
γ-ＧＴＰ：101 以上
《アルコール性肝機能保健指導判定値》
γ-ＧＴＰ：51～100

年度	心電図所見あり	胸部Ｘ線所見あり	血圧			
			降圧剤使用者	降圧剤非使用者		
				軽症高血圧	中等高血圧	重症高血圧
				収縮期（最高）140～159又は拡張期（最低）90～99	収縮期（最高）160～179又は拡張期（最低）100～109	収縮期（最高）180以上又は拡張期（最低）110以上
2	10,178	8,008	4,353	1,694	361	65
3	10,638	8,409	4,461	1,549	392	95
4	10,518	8,257	4,224	1,586	371	86
男	4,708	3,118	2,133	697	183	58
女	5,810	5,139	2,091	889	188	28

※血圧は、後期高齢者医療制度加入者の質問項目の変更により令和2年度から75歳以上は未集計

年度		タバコ	BMI（肥満度指数）		
		喫煙	やせ	標準	肥満
2		2,936	9,949	13,053	6,819
3		3,033	10,592	13,692	6,881
4		3,000	10,880	13,346	6,643
	男	1,934	2,621	5,784	3,430
	女	1,066	8,259	7,562	3,213

[BMI基準値]40～49歳　やせ：18.4以下　標準：18.5～24.9　肥満：25以上
50～69歳　やせ：19.9以下　標準：20.0～24.9　肥満：25以上
70歳以上　やせ：21.4以下　標準：21.5～24.9　肥満：25以上

イ　胃がん検診

生活習慣病予防対策の一環として、胃がん及びその他消化器疾患の早期発見を図るため、50歳以上の区民を対象に実施している。

一次検診受診状況（医師会委託分）

50歳以上の区民を対象として募集し、医師会に委託して実施している。（平成29年度～）

●胃部エックス線検査

年度		受診者	検診結果			要精密検査調査結果				
			異常なし	要経過観　察	要精密検　査	受診者数	異常なし	胃がん	精査中	他の疾患
2		152	110	24	18	6	2	0	0	4
3		223	172	41	9	1	0	0	0	1
4		185	145	25	15	5	1	0	0	4
	男	81	67	7	7	0	0	0	0	0
	女	104	78	18	8	5	1	0	0	4

※検診結果欄に検査中断者を含んでいないため、検診結果内訳の和が受診者数と合致しない年度もある。

●胃内視鏡検査

年度		受診者	検診結果				要精密検査調査結果				
			要精密検査非該当			要精密検　査					
			異常なし	胃がん以外の病変	読影不能		受診者数	異常なし	胃がん	胃がん疑い	他の疾患
2		2,326	112	1,935	4	274	273	2	9	0	262
3		3,912	150	3,370	4	385	380	4	16	0	360
4		3,314	105	2,866	9	334	334	0	14	0	320
	男	1,247	29	1,064	4	150	150	0	7	0	143
	女	2,067	76	1,802	5	184	184	0	7	0	177

ウ　子宮がん（頸部がん・体部がん）検診

子宮がん（頸部がん・体部がん）の早期発見・予防のため、区内居住の20歳以上の女性を対象に、２年に１回実施している。

公募の他に、20歳以上の女性で、目黒区国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者または住民税が特別徴収されていない区民に対し、受診券を一斉に送付して受診の動機づけを行い実施している。

（ア）頸部がん検診受診結果

年度	受診者数	検診結果			要精密検査結果調査					
		異常なし	要経過観察	要精密検査	受診者数	異常なし	異形成	がん	がん疑い・未確定	その他
2	10,149	9,778	96	248	206	48	126	1	30	1
3	10,817	10,480	78	239	187	38	111	1	35	2
4	10,195	9,832	78	253	211	70	124	4	12	1

注　検診結果判定不能　令和2年度27人、令和3年度20人、令和4年度32人

注「転移性がん」は「その他」に区分

令和2年度より「異形成」を追加

（イ）体部がん検診受診結果

頸部がん検診受診者のうち、45歳以上で、体部がんが疑われる自覚症状に関する問診項目に該当し、医師が必要と認めた者を対象として実施している。

年度	受診者数	検診結果				要精密検査結果調査					
		異常なし	要経過観察	要精密検査	判定不能等	受診者数	異常なし	要経過観察	がん	がんの疑い	その他
2	844	779	3	14	48	8	6	0	1	0	1
3	869	800	6	20	43	14	10	2	0	1	1
4	814	753	3	25	33	19	14	1	2	1	1

注「転移性がん」は、「その他」に区分

エ　肺がん検診

肺がんの予防・早期発見・早期治療を図るため、区内医療機関に委託し40歳以上の区民を対象に実施している。（平成３０年度までは特定健康診査または胸部Ｘ線を受診し、ハイリスクとなった者が対象）

年度		受診者数	検診結果				要精密検査調査結果				
			異常なし	その他の疾患	要経過観察	要精密検査	受診者数	異常なし	肺がん	他のがん	その他
2		14,308	13,639	210	304	365	292	89	13	1	189
3		15,087	14,380	234	309	398	319	114	10	2	193
4		15,309	14,647	207	285	377	302	100	14	3	185
	男	6,125	5,822	97	119	184	145	43	5	1	96
	女	9,184	8,825	110	166	193	157	57	9	2	89

注　「転移性がん」は「他のがん」に区分

注　「その他の疾病」「がんの疑い」「肺結核」は「その他」に区分

オ　乳がん検診

乳がんの早期発見・早期治療の促進を図ることを目的として区内・区外医療機関に委託し、区内居住の40歳以上の女性を対象に２年に１回実施している。

年度	一次検診			精密検査（延べ）						
	受診者数	異常なし	要精密検査	受診者数	異常なし	乳がん	乳がんの疑い	慢性乳腺症	乳腺線維腺腫	その他
2	8,111	7,468	643	546	203	42	14	176	85	26
3	9,283	8,516	767	661	258	51	26	202	79	45
4	9,108	8,449	659	537	162	39	32	199	73	32

注　「転移性がん」は「その他」に区分

カ　大腸がん検診

食生活の欧米化に伴い、増加傾向にある大腸がんの早期発見を目的として、区内医療機関に委託し40歳以上の区民を対象に実施している。

年度		受診者数	検診結果		未回収等	要精密検査調査結果							
			異常なし	要精密検査		受診者数	異常なし	がん	がんの疑い	がん以外の疾患	腺腫	再検査	経過観察
2		31,164	27,918	2,324	922	2,005	171	78	0	311	482	17	1
3		32,646	29,526	2,271	849	1,075	214	54	8	420	343	11	25
4		32,007	29,033	2,064	910	956	172	34	8	290	436	13	3
	男	11,542	10,328	879	335	405	55	14	4	114	211	4	3
	女	20,465	18,705	1,185	575	551	117	20	4	176	225	9	0

キ　胃がんリスク検査

胃がんリスク検査とは、血液検査で、血清ペプシノゲン、血清ヘリコバクター・ピロリ菌抗体を測定することにより胃がんの発生リスクを明らかにするものである。

40・45・50・55・60・65・70・74歳の者で当該検診を未受診の区民を対象に実施している。

（ア）受診結果　　（単位：人）

年度		検査結果					
		A群	A群（陰性高値）	B群	C群	D群	E群
精密検査判定	ペプシノゲン検査	陰性	陰性	陰性	陽性	陽性	―
	ヘリコバクターピロリ	陰性	陰性高値	陽性	陽性	陰性	―
2		1,531	162	131	91	18	319
3		1,582	116	114	108	44	336
4		1,486	82	72	94	61	380
	男	522	25	39	35	20	160
	女	964	57	33	59	41	220

精密検査判定（※）

判定結果	A 群	A 群 （陰性高値）	B 群	C 群	D 群
ペプシノゲン検査	陰性	陰性	陰性	陽性	陽性
ヘリコバクターピロリ	陰性 ３未満	陰性高値 ３～１０未満	陽性 １０以上		陰性 １０未満

E 群（除菌群）
ピロリ菌の除菌を受けたかたは、胃がんリスク検査の結果にかかわらず、E 群として区別する。

※平成 29 年度から A 群、A 群(陰性高値)、B 群、C群、D群、E群の6区分で判定。

（イ）精密検査結果　　（単位：人）

年度		異常なし（経過観察を含む）	慢性胃炎	胃がん疑い	胃がん（早期）	胃がん（進行）	潰瘍（胃・十二指腸）	その他の悪性腫瘍	その他の良性腫瘍	その他の疾病	受診せず（不明を含む）	合計
2		6	172	0	2	0	1	0	5	10	363	559
3		15	182	0	1	0	6	0	5	10	383	602
4		16	174	0	0	1	5	0	10	23	378	607
	男	7	74	0	0	1	4	0	5	15	148	254
	女	9	100	0	0	0	1	0	5	8	230	353

※人数は、延べ人数

ク　肝炎ウイルス検診

40歳以上で前年度以前未受診の区民、及び医師が必要と認めた要指導者等を対象に実施している。

（ア）検診結果

年度		受診者数	C型肝炎ウイルス検査		B型肝炎ウイルス検査	
			陽性	陰性	陽性	陰性
2		3,476	6	3,470	17	3,458
3		3,744	7	3,737	18	3,723
4		3,333	2	3,331	18	3,315
	男	1,382	0	1,382	11	1,371
	女	1,951	2	1,949	7	1,944

注　Ｃ型肝炎ウイルス検査の陽性は、ＨＣＶ抗体検査結果が高力価、ＨＣＶ－ＲＮＡ検査結果が陽性のもの。
受診者数に関しては、いずれか一方の検診しか受診していない人も計上している

（イ）精密検査

① B型肝炎ウイルス

年度		肝炎発症なし（経過観察含む）	慢性肝炎	肝硬変	肝がん	その他の疾病等	未把握未受診	計
2		1	3	0	0	0	13	17
3		4	1	0	0	2	11	18
4		0	2	0	0	1	15	18
	男	0	2	0	0	0	9	11
	女	0	0	0	0	1	6	7

② C型肝炎ウイルス

年度		肝炎発症なし（経過観察含む）	慢性肝炎	肝硬変	肝がん	その他の疾病等	未把握未受診	計
2		1	3	0	0	0	2	6
3		0	3	0	0	0	4	7
4		0	0	0	0	0	2	2
	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	2	2

ケ 眼科検診

自覚症状がなく進行する緑内障の早期発見、生活習慣や加齢によって起こる眼科疾病を、早期に発見し進行を予防するために、40・45・50・55・60・65歳の区民を対象に、実施している。

年度		検診結果		
		受診者	異常なし	要精査
2		4,190	2,051	2,139
3		4,211	2,087	2,124
4		4,222	2,024	2,198
	男	1,343	615	728
	女	2,879	1,409	1,470

コ 成人歯科健康診査

壮年期からの喪失歯の主な原因である歯周疾患の早期発見とその予防のために、35・40・42・45・47・50・55・60・65・70歳の区民を対象に歯科医師会に委託して実施している。

＊結果判定等について、平成29年度より「歯周病マニュアル２０１５」に準拠

年度		受診者数	異常なし	要指導	要精密	要精密検査該当理由（複数項目該当有り） 注				
						A	B	C	D	E
2		4,207	393	1,166	2,648	1,833	430	1,414	133	245
3		4,268	390	1,215	2,663	1,894	429	1,476	185	270
4		4,138	322	1,214	2,602	1,783	409	1,374	299	215
	男	1,400	79	351	970	700	199	523	128	95
	女	2,738	243	863	1,632	1,083	210	851	171	120

※注　要精密検査該当理由

A	歯周ポケット 4～5 ㎜
B	歯周ポケット 6 ㎜以上
C	未処理歯あり
D	要補綴歯あり
E	その他所見

（4）訪問保健相談　＜福祉総合課保健係＞

区内在住の療養上の保健相談を必要とする者及びその家族等に対し、心身機能の低下の防止と、健康の保持増進を図るため、療養方法・家庭における運動方法・家族介護を担う者の健康管理・具体的な介護方法等の相談を実施している。

地域の看護師や理学療法士（PT）等に委託して実施している訪問指導員による訪問保健相談事業のほか、区職員保健師等による家庭訪問活動がある。

国の健康増進事業実施要領では40歳以上64歳以下の者を対象としているが、目黒区では、65歳以上で特別の事情が認められる者も対象としている。また、４０歳以上の要保健指導者の家族介護を担う者については、４０歳未満の者も対象としている。

ア　訪問保健相談事業登録者数

（単位：人）

年度	4.1現在 登録者数	新　規 登録者数	登　録 除外者数	3.31現在 登録者数	延　べ 登録者数
2	23	33	22	34	56
3	34	21	37	18	55
4	18	18	19	17	36

イ　令和４年度登録者（延べ）の状況

（単位：人）

年齢区分	登録者数	対象別内訳		疾病別内訳		
		保健相談 （本人支援）	家族介護	脳血管疾患	認知症	その他
総　数	36	21	15	1	6	29
30～39	0	0	0	0	0	0
40～64	4	0	4	0	0	4
65歳以上	32	21	11	1	6	25

ウ　令和４年度内登録除外理由

（単位：人）

年齢区分	入院	入所	死亡	その他	計	疾病別	脳血管疾患	認知症	その他
総　数	0	2	2	15	19		1	3	15
30～39	0	0	0	0	0		0	0	0
40～64	0	0	0	2	2		0	0	2
65歳以上	0	2	2	13	17		1	3	13

エ　訪問保健相談数

年　度		2	3	4
訪問指導員	対象者月平均（人）	25	18	16
	看護師回数	303	221	187
	理学療法士回数	7	3	2
職員保健師等訪問回数		1,235	1,046	968

11　感染症対策

近年の海外における感染症の発生状況や保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症対策を推進するため、平成１９年４月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）が改正された。これに伴い、結核対策についても同法に統合され、結核予防法は廃止された。平成27年度の感染症動向として、前年度70年ぶりに「デング熱」が国内発生したことを踏まえ、平成27年4月28日「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（以下、「指針」という。）」を策定し、蚊媒介感染症について特に総合的に予防するための施策を推進･強化した。また、近年中南米に感染が拡大しているジカウイルス感染症は、新生児の小頭症との関連が示唆されており、平成28年2月15日、感染症法の「四類感染症」に追加され、「指針」へも追加されて、重点的に対策を講じることとなった。

区の行政施策として、平常時においては、感染症の発生状況の把握と情報分析、予防接種等を通じた対応の事前準備に努めている。また、感染症発生時においては、感染症のまん延や学校・施設等での集団発生を防止するための疫学調査や患者等の人権に配慮した健康診断、就業制限及び入院、消毒その他の行政措置、感染症の入院患者への良質かつ適切な医療の提供を行っている。

新型インフルエンザ等対策については、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性がある新感染症が発生した場合に対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年9月に策定した。

また、発生時に迅速かつ円滑に対策を実施できるように行動マニュアル及び防疫・医療体制等の整備を進めている。

令和元年１２月、中華人民共和国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が報告されて以来、世界各地で感染が拡大し、令和２年3月11日WHOはパンデミックを宣言した。国内では令和２年2月1日指定感染症に指定され（令和3年2月13日には新型インフルエンザ等感染症に変更されている）、目黒区においても発生時対応として疫学調査、感染拡大予防対策として、新型コロナウイルス感染症陽性者への入院勧告・入院調整、流行国からの帰国者や濃厚接触者の健康観察、クラスター対策に取り組んできた。

新型コロナウイルス感染症は、当初の発生以降、増殖や感染を繰り返す中で変異し、何度も流行（令和５年４月末時点で第８波まで発生）を繰り返しており、その状況に応じて、療養に対する考え方、期間等について、国・東京都が方針の見直しを行い、それに基づいて目黒区も対応してきた。

令和４年９月２６日、これまでの新型コロナウイルス感染症の陽性者の「全数把握」を見直し、感染力が強い一方、重症化しにくいオミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、発生届の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など４類型に限定されたことにより、健康観察の対象などが限定されることとなった。

さらに令和５年５月８日、新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類感染症に変更となり、新型コロナウイルス感染症の患者等に対して講じてきた入院勧告等の各種の政策・措置が見直された。また、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に段階的に移行していくこととなり、これまでの健康観察等の患者支援から入院調整を行う医療機関への支援を行うこととなった。

（1）感染症発生状況　＜感染症対策課＞

感染症法第12条により、感染症の診断をした医師は発生届を最寄りの保健所に提出することが義務付けられている。発生届に基づき、患者及び関係者の所在地の保健所は、必要に応じて積極的疫学調査（感染症法第15条）などの防疫活動を実施する。

学校・施設等で1週間に10名以上の患者が発生した場合（麻しん、風しんの場合2名以上）、保健所への報告を求めている。報告に基づき、拡大防止のための積極的疫学調査（保健指導を含む）を実施している。

ア 感染症発生状況

分類	疾病名	2年度			3年度			4年度		
		発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限	発生届	調査依頼	就業制限
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二類	結核	30	32	7	42	37	9	19	12	6
	急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＊	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	3,659	2,367	3,659	26,414	1,697	26,414	43,048	0	43,048
三類	コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	4	5	4	7	3	7	7	7	9
	腸チフス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パラチフス	0	0	0	0	0	0	1	1	1
＊四類	Ｅ型肝炎	1	0		1	0		0	0	
	Ａ型肝炎	0	0		2	0		0	0	
	デング熱	0	0		1	0		0	0	
	レジオネラ	5	1		6	1		2	3	
＊五類	アメーバ赤痢	4	0		1	0		0	0	
	ウイルス性肝炎（A・E 型肝炎除く）	0	0		1	0		1	0	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	0		1	0		6	0	
	後天性免疫不全症候群 （AIDS）	6	0		5	0		1	0	
	ジアルジア症	1	0		0	0		0	0	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0		1	0		0	0	
	梅毒	15	0		29	0		29	0	
	播種性クリプトコックス症	1	0		2	0		1	0	
	百日咳	1	0		3	0		18	0	
	急性脳炎	1	0		0	0		0	0	
	水痘（入院例に限る）	2	0		2	0		0	0	
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	0		5	0		5	0	
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4	0		3	0		5	0	

感染症発生状況表の説明

＊新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の分類は「新型インフルエンザ等感染症」
＊発生届は、区内医療機関から届出のあった件数
（結核は区内、区外に関わらず、医療機関からの届出のうち、患者が区内在住者の場合の件数）
＊調査依頼とは、他の自治体で発生届けがあったもので、区内に患者・関係者・施設等が所在している件数
＊就業制限とは、感染症法（18条）に基づき、行った件数
＊四類・五類は発生があった疾病のみ掲載

イ　集団発生事例

疾病名	2年度	3年度	4年度	主な発生施設
	施設数	施設数	施設数	
新型コロナウイルス	22	34	160	医療機関、保育園、高齢者・障害者入所施設等
細菌性赤痢	0	0	0	
麻しん	0	0	0	
風しん	0	0	0	
感染性胃腸炎	9	22	26	保育園、高齢者・障害者入所施設等
インフルエンザ	0	0	30	保育園、高齢者・障害者入所施設等
水痘	0	0	0	
溶連菌感染症	0	1	0	
手足口病	0	7	11	保育園
ヘルパンギーナ	0	1	2	保育園
不明熱	0	5	0	
流行性角結膜炎	0	0	0	
伝染性紅斑	0	0	0	
ＲＳウイルス	1	23	5	保育園
アデノウイルス	0	1	0	
ヒトメタニューモ	0	0	4	保育園

＊集団発生とは、１施設で１週間に10名以上の患者が発生した場合（新型コロナウイルスは5名以上、麻しん、風しんの場合２名以上)。ただし、重症者が心配される場合等は10名以下でも集団発生としている。

（2）定点医療機関　＜感染症対策課＞

感染症の発生状況を把握するため、感染症発生動向調査事業として、区内の指定医療機関から毎週五類定点感染症発生状況の報告を受けている。平成20年7月からは、新たな感染症の発生を迅速に把握するための疑似症サーベランスが開始された。また、平成２３年１月からは、東京都が区内の２医療機関を新たに小児科・インフルエンザ・疑似症定点に指定し、同事業が強化された。その後、疑似症については、平成３１年４月に東京都感染症発生動向調査実施要綱が改正され、新たに指定された疑似症定点医療機関からの報告を受けるものとなり、東京都が区内の１医療機関を新たに疑似症定点に指定した。また、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が５類感染症に移行されたことに伴い、「全数把握」の対象から「定点把握」の対象へと変更になった。

	指定医療機関数	延べ調査対象月
小児科定点（インフルエンザ・COVID-19含む）	5	12
内科定点（インフルエンザ・COVID-19）	3	12
眼　科　定　点	1	12
疑　似　症　定　点	1	
計	10	

＊疑似症とは、「発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの」

（3）疫学調査のための検査　＜感染症対策課＞

感染症発生時に感染拡大を防止するため、積極的疫学調査の一環として健康診断等を実施した。

疾病名	健康診断（法 17 条）	確認検査	積極的疫学調査（区）	検査機関
腸管出血性大腸菌感染症	3	11	0	碑文谷保健センター

（4）インフルエンザ対策　＜感染症対策課＞

インフルエンザのまん延を防止するため、流行情報を発信し注意喚起するとともに、手洗いの励行、咳エチケット等、保健指導を実施している。また、インフルエンザ様疾患集団発生調査（社会福祉施設他の集団発生状況の把握）、インフルエンザ施設別調査（学級閉鎖の状況の把握）、インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業を実施している。

インフルエンザ集団発生状況

施設名	2		3		4	
	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等	施設数	学級閉鎖等
学童・児童館	0	0	0	0	3	0
保育所	0	0	0	0	27	0
幼稚園	0	0	0	0	6	6
小学校	0	0	0	0	6	6
中学校	0	0	0	0	2	2
高等学校	0	0	0	0	0	0
大学	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	0	0	0
高齢者入所施設等	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	44	14

＊報告のあったもの

（5）感染性胃腸炎対策　＜感染症対策課＞

学校、施設等での感染性胃腸炎の集団感染を防止するため、流行情報を発信し、注意喚起をするとともに、手洗いの励行、吐物・排泄物の適切な処理等保健指導を実施している。また、集団発生の早期報告を促し、早期の感染拡大防止に努めている。

感染性胃腸炎集団発生状況（施設数）

施設種別＼年度	2	3	4
保育所・幼稚園	7	22	22
学　　校	0	0	0
医　療　機　関	0	0	0
高齢者入所施設等	2	0	4
計	9	22	26

（6）麻しん・風しん対策　＜感染症対策課＞

国は平成 20 年に策定された「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき対策を強化し、平成２７年３月 27 日麻しん排除を達成した。一方、平成 24 年の風しんの流行と翌年の先天風疹症候群の児の出生増加に伴い、平成 26 年３月 28 日「風しんに関する特定感染症予防指針」を策定し、排除に向けた対策を強化した。

目黒区においては、麻しんの再燃防止、令和２年までに風しん排除目標を達成するため、届出、検査、相談体制、定期予防接種の推奨、普及啓発等の充実を図る。

	2			3			4		
	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数	届出数	調査依頼数	集団発生施設数
麻しん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風しん	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＊集団発生とは、麻しん、風しんは１施設で１週間に２名以上発生した場合。

＊調査依頼とは、他自治体に発生届が出されたが、患者・関係者が目黒区に在勤、在学している場合、その施設での感染防止対策を行う。

（7）エイズ・性感染症対策　＜感染症対策課＞

エイズ・性感染症予防のため、相談事業・検査を実施している。また、感染予防啓発と検査普及のため、総合庁舎等でのパネル展示等を行った。

ア　相談・検査件数

（　）は陽性者数

年度	相　談		検　　査		
	来所	電話	ＨＩＶ	梅毒	クラミジア
2	22	84	11（0）	11（0）	11（1）
3	55	69	55（0）	54（1）	55（2）
4	223	216	114（1）	114（1）	111（3）

＊相談件数の来所数には、検査及び検査結果のため来所した数を含み、相談件数の電話数には、検査予約のため受信した数を含む。
＊新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度は９月のみ、令和３年度は４月から８月のみ実施した。また、令和４年度は９月から11月の３か月間を除いて実施した。（２回実施：令和３年度６月、令和４年度６月・12月）

イ　普及啓発事業

・HIV検査普及週間（6月1日～７日）、東京都HIV検査・相談月間（6月1日～３０日）
　国のHIV検査普及週間と都のHIV検査・相談月間に合わせ、一般区民を対象に総合庁舎等においてパンフレットの配布、啓発用パネル・ポスターの展示。

・世界エイズデー（１２月１日）、東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）
　世界エイズデーと都の、エイズ予防月間に合わせ、総合庁舎等でのレッドリボン、パンフレットの配布、ポスターの展示、啓発用懸垂幕の掲示。

・東京医療保健大学の学園祭において、HIV啓発用ブースを設置し、啓発用ポスター等を展示した。

（8）肝炎検査　＜保健予防課＞

Ｃ型肝炎（HCV抗体検査）は平成13年5月から、Ｂ型肝炎（HBS抗原検査）は平成14年6月から検査を実施している。なお、平成19年４月からＢ・C型肝炎検査を小規模事業所健診と併設して実施し有料としたが、平成20年１月から厚生労働省通知に基づき、平成26年３月までの時限措置として無料の緊急肝炎検査を実施している。また、平成24年度からは、保健予防課のみでの実施となった。

年度	Ｂ型・Ｃ型肝炎
2	184
3	247
4	14

平成26年度からは特定感染症検査等事業（ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業）として実施している。

令和３年度までは、健康づくり健診との同時受付をしていたが、令和４年度から受付方法を変更し、真に肝炎検査を希望する人を対象としたため、人数が減少した。

※令和2年度～令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため事業を一部中止した。

（9）医療費の公費負担　＜感染症対策課＞

１・２類感染症は、感染させるおそれが著しいと認められる患者に対しては、他人への感染防止と、徹底的な治療による病状の軽減回復を図るため、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関への入院を勧告し、適正な医療を受けられるようにするために、感染症診査協議会の診査に基づき、その医療費を公費負担する（法第 37 条）制度を実施している。令和２年２月１日新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定され本制度の対象となった（令和５年５月８日から５類感染症に移行したため入院勧告の対象外となり、公費負担は同年９月３０日までの移行措置期間中は一部継続されることとなった）。

ア 入院勧告者発令及び解除者数（新型コロナウイルス感染症）

年度	年度内入院	年度内解除	年度末入院数
2	1,082	1,024	58
3	1,967	1,931	36
4	2,461	2,458	3

イ　入院勧告者（法第 37 条）に対する医療費公費負担状況（新型コロナウイルス感染症）

年度	法第 37 条	
	申　請	合 格
2	1,081	1,081
3	1,967	1,967
4	2,461	2,461

（10）予防接種　＜保健予防課＞

予防接種法により一定年齢期に予防接種を行っている。

定期予防接種　接種状況（１）　（接種率%）

年度		ジフテリア・百日せき・破傷風				ジフテリア破傷風
		１期				
		初回			追加	２期
		１回	２回	３回		
2	対　象　者　数					2,073
	接　種　者　数	0	0	0	0	1,387
	接　　種　　率					66.9
3	対　象　者　数					2,111
	接　種　者　数	0	0	0	1	1,365
	接　　種　　率					64.7
4	対　象　者　数					1,945
	接　種　者　数	0	0	0	0	1,227
	接　　種　　率					63.1

定期予防接種　接種状況（２）　（接種率%）

年度		ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎				急性灰白髄炎（不活化ワクチン）			
		１期				１期			
		初回			追加	初回			追加
		１回	２回	３回		１回	２回	３回	
2	対象者数	2,224	2,224	2,224	2,224				
	接種者数	2,186	2,221	2,262	2,205	0	0	0	1
	接種率	98.3	99.9	101.7	99.2				
3	対象者数	2,167	2,167	2,167	2,167				
	接種者数	2,048	2,077	2,038	2,063	0	0	0	4
	接種率	94.5	95.9	94.1	95.2				
4	対象者数	2,110	2,110	2,110	2,110				
	接種者数	2,053	2,016	1,994	1,840	0	0	1	4
	接種率	97.3	95.5	94.5	87.2				

定期予防接種　接種状況（３）　（接種率%）

年度		日本脳炎				麻しん単抗原	風しん単抗原	麻しん風しん混合	
		１期			２期			１期	２期
		初回		追加					
		１回	２回						
2	対象者数	2,135	2,135	2,135	2,036			2,337	2,325
	接種者数	2,440	2,460	2,177	1,894	0	0	2,267	2,059
	接種率	114.3	115.2	102.0	93.0			97.0	88.6
3	対象者数	2,050	2,050	2,050	2,065			2,069	2,180
	接種者数	1,820	1,837	1,039	983	0	0	1,946	1,903
	接種率	88.8	89.6	50.7	47.6			94.1	87.3
4	対象者数	2,045	2,045	2,045	2,132			1,986	2,180
	接種者数	2,136	2,057	2,620	2,240	0	0	1,901	1,856
	接種率	104.4	100.6	128.1	105.1			95.7	85.1

注１　日本脳炎は平成１７年６月から積極的勧奨を中止していたが、平成２２年４月より１期の積極的勧奨が再開、平成２２年８月には２期接種の再開と１期接種の不足分を２期の年齢で接種可能とする法令改正が行なわれた。さらに平成２３年５月には平成７年６月１日～平成１９年４月１日生まれの子は４歳以上２０歳未満で定期接種の不足分を接種可能とする法令改正が行われ、その後平成２５年４月にはその対象を平成７年４月２日～平成１９年４月１日に広げる法令改正が行われた。平成２８年４月から２期接種勧奨を再開した。

注２　急性灰白髄炎は平成２４年９月１日より、これまでの生ワクチンの集団接種から、不活化ワクチンによる個別接種に変更となった。また、４種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・急性灰白髄炎）が定期予防接種に導入されたことに伴い、平成２４年１１月１日から、これまでの３種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳）の対象者に４種混合の接種票を送付することとなった。４種混合の導入に伴い３種混合ワクチンの製造及び市場販売が終了し、販売されたワクチンについては平成２８年７月１５日をもって有効期限切れとなったが、平成３０年１月２９日に販売が再開された。ただし、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオの１期の定期接種については、原則として４種混合ワクチンを使用するものとしている。

注３　令和３年度においては、日本脳炎ワクチンを製造している２社のうち、１社（阪大微生物病研究会）のワクチンに製造上の問題が生じたため、製造が一時停止となった。そのため、ワクチンの供給量が大幅に減少し、出荷量の調整が行われた。令和３年１月１５日付厚生労働省通知に基づき、令和３年度は、４回接種のうち、１．１期の２回接種（１回目及び２回目）、２．１期追加（３回目）を受けておらず「７歳６か月未満」の年齢期限が近いかた、３．２期（４回目）を受けておらず「１３歳未満」の年齢期限が近いかたの優先接種を実施した。ワクチンの製造は再開しており、令和３年１２月より供給が再開され、令和５年１月時点では、メーカーからの限定出荷（出荷調整）は終了しており、十分な量のワクチンが供給できて

いる。

（11）ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種　＜保健予防課＞

ヒブワクチンの予防接種費用の一部公費負担を平成22年7月1日から、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の一部公費負担を平成23年４月１日から実施していたが、平成25年4月1日から、両ワクチンとも定期予防接種となった。両ワクチンとも、対象者は生後2か月から5歳未満の子で、最大4回まで。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン　接種状況　（接種率%）

年度	ワクチンの種類	ヒ　ブ				小児用肺炎球菌			
		１回	２回	３回	追加	１回	２回	３回	追加
2	対象者数	2,224	2,224	2,224	2,224	2,224	2,224	2,224	2,224
	接種者数	2,146	2,208	2,250	2,331	2,148	2,187	2,230	2,283
	接種率	96.5	99.3	101.2	104.8	96.6	98.3	100.3	102.7
3	対象者数	2,167	2,167	2,167	2,167	2,167	2,167	2,167	2,167
	接種者数	2,072	2,050	2,073	1,975	2,070	2,053	2,078	1,979
	接種率	95.6	94.6	95.7	91.1	95.5	94.7	95.9	91.3
4	対象者数	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110
	接種者数	2,041	2,049	1,978	1,857	2,054	2,055	2,021	1,878
	接種率	96.7	97.1	93.7	88.0	97.3	97.4	95.8	89.0

（12）水痘（水ぼうそう）予防接種　＜保健予防課＞

水痘（水ぼうそう）予防接種は、平成 26 年 10 月１日から定期予防接種となった。対象者は、生後 12 か月から 36 か月に至るまでで２回接種だが、26 年度に限り、生後 36 か月から 60 か月に至るまで経過措置として 1 回接種可能であった。（ただし、既に水痘に罹ったことがある場合や水痘ワクチンを接種したことがある場合は対象外。）また、法定化に伴い、平成 26 年 10 月１日現在で既に 1 歳～5 歳未満の対象者へ接種票を一斉発送した。

年　度		１回	２回
2	対 象 者 数	2,337	
	接 種 者 数	2,285	2,285
3	対 象 者 数	2,069	
	接 種 者 数	1,955	1,955
4	対 象 者 数	1,986	
	接 種 者 数	1,894	1,754

（13）Ｂ型肝炎予防接種　＜保健予防課＞

Ｂ型肝炎予防接種は、平成２８年１０月１ 日から定期予防接種となった。対象者は、平成２８年４月１日以降に出生した０歳児。生後から 12 か月に至るまでで３回接種。（ただし、Ｂ型肝炎のキャリアである母から生まれた乳児は、健康保険の適用となり対象外。）

また、法定化に伴い、平成２８年９月末に平成 ２８年４月 １ 日～8 月生まれの対象者へ接種票を一斉発送した。９月生まれより、ヒブ・肺炎球菌・４種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎）と一緒に生後２か月になる前月末に送付した。

年　度		１回	２回	３回
2	対象者数	2,224		
	接種者数	2,143	2,189	2,236
3	対象者数	2,167		
	接種者数	2,067	2,035	1,961
4	対象者数	2,110		
	接種者数	2,034	2,035	1,886

（14）ロタウイルス予防接種　＜保健予防課＞

ロタウイルス予防接種は、令和２年１０月１日から定期予防接種となった。対象者は、令和２年８月１日以降に出生した０歳児。出生６週０日後から接種可能で、ワクチンの種類によって接種回数等が異なる。ロタリックス【経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン】は、出生６週０日後から出生２４週０日後までに２回接種し、ロタテック【５価弱毒ロタウイルスワクチン】は、出生６週０日後から出生３２週０日後までに３回接種する。

また、法定化に伴い、令和２年９月下旬に対象者へ接種票を一斉発送した。

（接種率%）

年度	ワクチンの種類	ロタリックス【１価】		ロタテック【５価】		
		１回	２回	１回	２回	３回
2	対象者数	1,254				
	接種者数	824	667	181	146	105
	接種率	65.7	53.2	14.4	11.6	8.4
3	対象者数	2,167				
	接種者数	1,831	1,502	444	362	291
	接種率	84.5	69.3	20.5	16.7	13.4
4	対象者数	2,110				
	接種者数	1,841	1,506	425	348	263
	接種率	87.3	71.4	20.1	16.5	12.5

（15）ヒトパピローマウイルス感染症（HPV ワクチン）予防接種　＜保健予防課＞

平成 23 年度、中学１年生～高校１年生を対象に接種費用の全額助成を開始した。

平成 25 年４月１日から定期予防接種化され、対象者（小学６年生～高校１年生相当の女子）のうち、中学１年生相当の女子（保護者）あてに予診票を一斉送付した。

平成 25 年６月 14 日付、厚生労働省通知によりワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたとし、厚生労働省通知により定期接種の積極的勧奨を差し控えが勧告された。

令和３年 11 月 26 日付、厚生労働省通知により、国の審議会においてワクチン接種による有効性が副反応のリスクを上回ることが認められたとし、厚生労働省通知により、令和４年４月１日から積極的勧奨を再開する旨示され、令和４年３月末、定期接種対象者あてに予診票を送付した。

令和４年３月 18 日付け厚生労働省通知において、接種機会を逃したかたへの接種（キャッチアップ接種）を令和６年度まで実施することとなり、令和４年６月末に対象者（平成９年４月２日から平成 18 年４月１日生まれの女性）あて予診票を送付した。

また、キャッチアップ接種対象者で、令和４年３月 31 日以前に自費で HPV ワクチンの接種を受けたかたへ接種費用の助成（償還払い）を実施した。

〈積極的勧奨再開以前に情報提供に関する区の取り組み〉

定期接種について判断できるようワクチンの有効性、安全性に関する情報提供および定期接種のお知らせを次の通り送付した。

○令和２年度、高校１年相当の女子（保護者）（約８７０人）

○令和３年度、定期接種対象者（小学校６年生から高校１年生（相当）の女子の保護者）（約 4,600 人）

（接種率%）

年　度		1回	2回	3回
2	対象者数	4,541		
	接種者数	251	180	180
	接種率	5.5	4.0	4.0
3	対象者数	4,658		
	接種者数	573	543	371
	接種率	12.3	11.7	8.0
4	対象者数	4,145		
	接種者数	446	419	381
	接種率	10.7	10.1	9.2
	キャッチアップ接種対象者			
	対象者数	11,869		
	接種者数	585	531	320
	接種率	4.9	4.4	2.6

HPV ワクチン償還払い実績

年度	申請件数	助成件数
4	40	36

（16）おたふくかぜワクチン予防接種（任意接種）　＜保健予防課＞

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）ワクチンは、おたふくかぜの発症を予防するための生ワクチンである。ムンプスウイルスによる感染症で、耳の後ろが腫れるほかに、髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こす可能性がある。おたふくかぜの予防接種は予防接種法に基づいた定期予防接種ではなく、任意の予防接種であるため、その発症防止を目的として、平成３０年１０月からワクチン予防接種費用の一部助成を開始した。

目黒区に住民登録が有る１歳以上４歳未満のかたが対象となり、平成２９年１１月１日以降の生まれのかたには１歳の誕生日前月末にＭＲ１期・水痘（水ぼうそう）と一緒に順次一斉送付している。

年度	対象者数	接種者数	接種率(%)
2	2,337	2,538	108.6
3	2,069	1,890	91.3
4	1,986	1,831	92.2

注：接種期間は４歳未満まであるため、1歳を超えて4歳未満までに接種した者がいるため、接種率は100を超える場合がある。

（17）子どものインフルエンザ予防接種費用助成（任意接種）＜保健予防課予防接種係＞

子育て家庭への経済的支援及び予防接種を受けやすい環境整備を図ることを目的として、令和4年10月より子どものインフルエンザ予防接種費用の一部（１，０００円／回）を助成した。

（実施期間 10 月 1 日～1 月 31 日）

年度		6カ月から12歳		13歳から15歳
		1回目	2回目	
4	対象者数	27,257		5,636
	接種者数	10,035	8,692	1,158
	接種率	36.8	31.9	20.5

（18）MR（麻しん・風しん二種混合ワクチン）の未接種者に対する公費負担（任意接種）＜保健予防課＞

ＭＲ予防接種は、平成 18 年４月から２期が、平成 20 年４月から３期と４期が定期予防接種となった。そのため、主に２歳以上２０歳未満の未接種者に対して、目黒区独自事業として公費負担を行った。

【接種者数：人】

年度	ＭＲ１期	ＭＲ２期	ＭＲ１・２期以外	麻しん（単独）	風しん（単独）
2	5	45	21	0	0
3	3	10	12	0	0
4	0	10	15	0	0

（19）先天性風しん症候群の発生防止を目的とした風しん抗体検査及びMR（麻しん・風しん二種混合ワクチン）・風しん予防接種　＜保健予防課＞

妊娠初期に風しんにり患すると子に先天性風しん症候群を引き起こす可能性があるため、その発生防止を目的として、MR（麻しん・風しん二種混合）・風しん予防接種を全額公費負担で実施した。対象者は目黒区内に住所を有する 19 歳以上の妊娠を希望している女性、又は妊娠している女性の夫（ただし、原則として、風しんにこれまでり患したことがなく、また、風しんの予防接種を受けたことがない者に限る。）としていたが、平成３１年 1 月から対象者を目黒区内に住所を有する 19 歳以上６０歳未満の方で、①妊娠を希望している女性、②妊娠を希望している又は妊娠している女性と同居している方（ただし、原則として、これまでに確定診断を受けた風しんのり患歴が確認出来る方、またはこれまでに風しん含有ワクチンを２回以上接種した履歴が確認できる方は対象外）までに拡大した。

【接種者数：人】

年度	風しん抗体検査	ＭＲワクチン	風しん単独ワクチン
2	1,763	814	37
3	1,517	688	34
4	1,281	700	73

（20）風しんの追加的対策　＜保健予防課＞

先天性風しん症候群の発症を防ぐとの考えに基づき、以前は女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和 37 年４月２日から昭和 54 年４月１日までの間に生まれた男性を中心に、風しんの抗体を持たない者が一定数存在している状況が続いている。抗体保有率では、女性及び他の世代の男性（乳幼児を除く。）が約９０％であるのに対して、当該世代の男性は約８０％と低くなっている。このような状況に鑑み、風しんの発生及びまん延を予防するためには、当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから、定期接種（風しんの第５期の定期接種）の対象とし、公的な抗体検査及び予防接種を１回受ける機会を設け、全国で３年間（令和４年２月２８日まで）の時限措置として行うこととなった。

区では、令和元年５月末に昭和 47 年４月２日～昭和 54 年４月１日生まれの男性を対象に通知し、未受検者には再勧奨（令和２年３月末）を行った。また、令和２年３月末には、昭和 37 年４月２日～昭和 47 年４月１日生まれの男性を対象に通知した。令和３年３月末には、未受検の方に対し、改めて通知した。その後、対象者の抗体保有率の引き上げ目標（令和４年３月までに 90%）の達成が難しいことから、国において令和７年３月まで延長することとなった。

年　度	対象者数	風しん抗体検査	予防接種
2	34,650	3,662	683
3	31,373	2,750	537
4	27,973	1,095	227

（21）高齢者インフルエンザ定期予防接種　＜保健予防課＞

平成 13 年 11 月の予防接種法改正によって、65 歳以上の高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種が追加されたため、希望対象者に接種を実施している。平成 28 年度からは 75 歳以上の接種費用を無料にし、平成 29 年度からは 70 歳以上を無料にした。また、令和２年度に限り、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防止するため、対象者全てを無料とした。

年度	対象者数	接種者数	接種率(%)
2	56,026	38,222	68.2
3	55,467	33,829	61.0
4	55,910	35,996	64.3

注　接種者数には 60～64 歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳の 1 級程度に該当する方を含む。

（22）高齢者用肺炎球菌予防接種　＜保健予防課＞

平成 26 年 10 月に高齢者用肺炎球菌予防接種が法定接種になり、65 歳の区民に接種を行った。平成 26 年度から平成 30 年度までは、経過措置として各年度に５歳刻みの未接種者も対象とし、平成２６年度のみ１０１歳以上の者も対象とした。さらに、平成３１年度以降も５年間経過措置を継続することとし、各年度に５歳刻みの未接種者及び令和元年度のみ１０１歳以上の者も対象にすることとした。なお、平成 17 年度に開始した目黒区独自の肺炎球菌予防接種は平成２６年度で終了した。

令和３年度は、東京都からの補助事業（一人当たり 2,500 円補助：令和３年度 10 月から３年間実施）に区が上乗せして接種費用（一人当たり 1,500 円）を助成し、10 月から対象者全員を無料とした。

年　度	実施期間	対象者数	接種者数	接種率（%）
2	R2.4.1～R3.3.31	7,445	1,881	25.3
3	R3.4.1～R4.3.31	7,584	2,647	35.0
4	R4.4.1～R5.3.31	8,403	2,342	27.8

注　接種者数には60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有し、身体障害者手帳の1級程度に該当する方を含む。

（23）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種　＜新型コロナ予防接種課＞

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、予防接種法の改正により臨時接種の位置づけとなっている。各接種の開始日は、初回接種（１・２回目接種）は令和３年２月１７日、第一期追加接種（３回目接種）は令和３年１２月１日、第二期追加接種（４回目接種）は令和４年５月２５日、令和４年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン）は令和４年９月２０日となっている。

接種体制の確保に当たっては、ワクチンの特性や接種の効率化のため、集団接種を基本として実施し、令和４年度には１０会場を運営した。

（24）健康被害救済制度　＜保健予防課＞

区では、予防接種健康被害調査委員会を設置し、予防接種後の健康被害に関する給付請求について医学的見地から調査を行い、東京都を通じて国へ申請している。令和３年度は２回開催、令和４年度も２回開催した。

年度	申請	進達
3	11	11
4	7	7

（25）里帰り等定期予防接種費用助成　＜保健予防課＞

保護者の里帰り出産や都外の医療機関に長期入院している等の理由で、23 区内の指定医療機関以外で定期予防接種をする場合、事前申請により接種費用の全部または一部を助成する事業を令和２年６月１日から事業を開始した。

年度	申請数
2	297
3	184
4	167

12　結核予防

再興感染症として結核予防対策を強化するため、結核患者管理をはじめ、結核健康診断（定期健診、接触者健診）の強化、予防接種及び治療の支援を図っている。

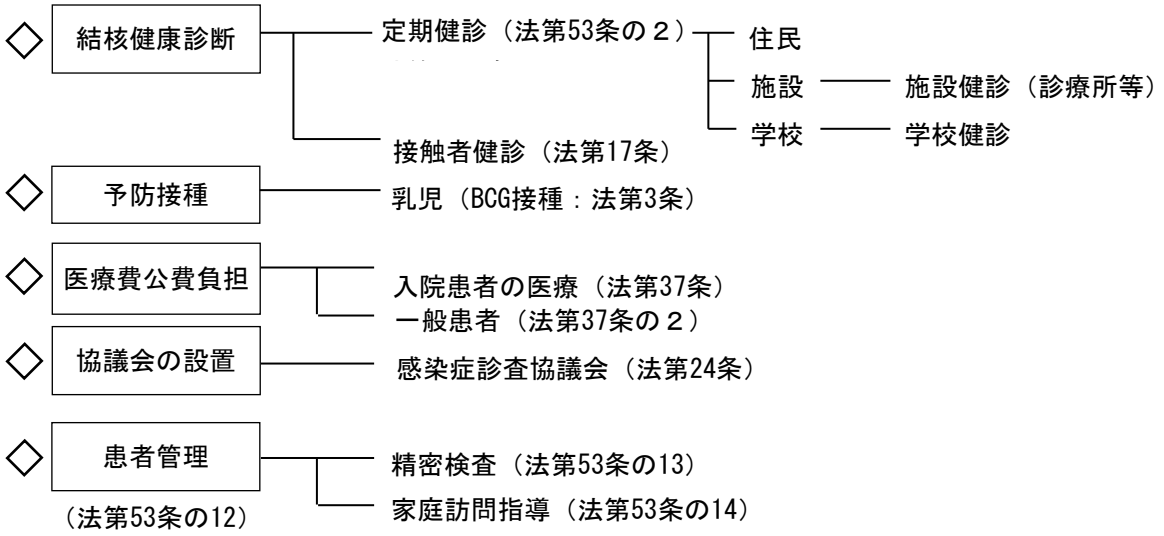

注　ここでいう「法」とは、予防接種に関しては予防接種法、その他に関しては感染症法を示す

（1）患者管理　＜感染症対策課＞

保健所では、医師からの届出に基づき、所管区域内に居住する結核患者について結核登録票を備え、病状・治療状況等を記録している。これにより、必要な精密検査、訪問指導等を、患者及び患者家族に対して行っている。

ア　新規登録患者数ー活動性分類　（各年12月31日現在）

区　分	結核り患率（人口十万対）	活動性結核								感染症（別掲）潜在性結核	抗酸菌陽性（別掲）非結核性
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性		
			総数	登録時かく痰塗抹陽性			結核菌陽性登録時その他の	その他登録時菌陰性・			
				総数	初回治療	再治療					
2	10.1	29	24	9	9	0	11	4	5	12	0
3	8.7	25	20	7	6	1	9	4	5	12	0
4	6.1	17	15	7	7	0	6	2	2	9	0

イ　新規登録患者数ー年齢階級別及び男女別　（12月31日現在）

	0～10歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	総数
総数	0	0	0	2	1	1	3	2	4	4	17
男性	0	0	0	1	1	1	3	2	1	2	11
女性	0	0	0	1	0	0	0	0	3	2	6

ウ　結核登録者数ー活動性分類　（各年12月31日現在）

区分	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	（別掲）潜在性結核感染症	（別掲）非結核性抗酸菌陽性
		総数	肺結核活動性						肺外結核活動性				
			総数	登録時かく痰塗抹陽性			結核菌陽性登録時その他の	その他登録時菌陰性・					
				総数	初回治療	再治療							
2	61	16	13	4	4	0	7	2	3	41	4	17	0
3	58	16	13	3	2	1	5	5	3	31	11	11	0
4	50	12	9	3	3	0	4	2	3	26	12	8	0

エ　活動性分類ー受療状況別　（12月31日現在）

区分		総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	（別掲）潜在性結核感染症
			総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			
				総数	登録時かく痰塗抹陽性			結核菌陽性登録時その他の	その他登録菌陰性・				
					総数	初回治療	再治療						
総数	総数	50	12	9	3	3	0	4	2	3	26	12	8
	入院中	1	1	1	1	1	0	0	0	0			
	外来治療中	11	11	8	2	2	0	4	2	3	0	0	5
	治療終了経過観察	38									26	12	3

（２）結核健康診断　＜感染症対策課・保健予防課＞

「感染症法」に基づき、事業者、学校長、施設長は、結核の早期発見と発生防止を目的とする定期の健康診断を年１回実施しなければならない。65歳以上の住民、結核発症率の高い住民層については区長が実施義務者となっている。

ア　住民健診、学校・施設健診

乳児にBCG接種を行うほか、日本語学校等について結核健康診断を実施している。

定期結核健康診断・ 予防接種受診者数

年度		ＢＣＧ接種	Ｘ線撮影	要観察	要医療
2	学校・施設等		0	0	0
	乳児	2,258			
3	学校・施設等		0	0	0
	乳児	2,007			
4	学校・施設等		0	0	0
	乳児	1,961			

＊乳児の母親の結核健康診断は、平成24年度より廃止
＊BCG接種は平成25年度より乳児健診での集団接種から、区内委託医療機関での個別接種に変更となった。
平成28年度から23区乗り入れを開始した

イ　管理検診

結核登録者のうち、①要医療であるにもかかわらず現に治療を放置しているか、まだ治療を受けていない者、②医療を必要としないと認められてから約2年間の者、③その他適当な管理下におかれていない者等を対象に必要に応じて精密検査を行い、病状を的確に把握して、患者の管理に役立てるため実施している。

管理検診受診者数

年度	受診者数	直接撮影	喀痰検査	その他の検査	要医療者	要観察者
2	15	15	0	0	0	0
3	7	7	0	0	0	3
4	9	9	1	0	0	0

＊平成24年度から管理検診は、保健予防課に一元化
＊平成26年度から直営のX線撮影装置が廃止となり、委託医療機関で管理検診

ウ　患者家族健診・接触者健診

感染率の高い家族や同居者及び接触者の感染の防止と早期発見を図るため、健診を行っている。

年　度	受診者数	ツベルクリン反応検査Ⅰ	ＩＧＲＡ検査Ⅰ	直接撮影	喀痰検査	その他の検査	要医療者	要観察者
2	183(53)	23	107(31)	73(33)	0	0	5	10(7)
3	146(26)	14	111(13)	42(17)	0	0	1	11(3)
4	154(11)	5	110(6)	45(6)	0	0	2(1)	6

※平成24年度から患者家族健診・接触者健診は、保健予防課に一元化
※平成26年度から直営のＸ線撮影装置が廃止となり、委託医療機関で健診
注１　対象者数は、活動性肺結核患者の家族及び家族以外の接触者で健診を要する者の数
注２　（　）内は、患者家族健診数で内数
注３　受診者数は延べ人数

（3）医療費の公費負担　＜感染症対策課＞

結核は療養期間の長い感染症であり、その治療費等の経済的負担もかなり大きく治療の妨げとなっている。この負担を軽減し、適正な医療を受けられるようにするために、感染症診査協議会の診査に基づき、一般患者については、その医療費の一定割合を公費負担する（法第37条の2）とともに、感染させるおそれが著しいと認められる患者に対しては、他人への感染防止と、徹底的な治療による病状の軽減回復を図るため、感染症指定医療機関への入院を勧告し、その医療費を公費負担する（法第37条）制度を実施している。

ア　一般患者（法第37条の2）及び入院勧告者（法第37条）に対する医療費公費負担状況

年度	法第37条の２				法第37条	
	申　請	合　格		不合格	申　請	合　格
		承　認	不承認			
2	47	47	0	0	19	19
3	47	46	1	0	21	21
4	31	29	2	0	24	21

注１　承認とは、公費負担をする者
注２　不承認とは、医療内容は認めるが公費負担不要の者

イ 入院勧告者発令及び解除者数

年度	前年度末入院数	年度内入院	年度内解除	年度末入院数
2	2	9	10	1
3	1	9	8	1
4	0	7	7	0

（4）結核指定医療機関の届出＜感染症対策課＞

	申請	辞退	変更	指定書交付
診療所等	0	0	0	0
薬　　局	12	7	4	11
計	12	7	4	11

13　精神保健福祉

精神障害のある人が地域で安心して生活できるように、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の支え合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指す。

（1）精神保健医療福祉推進協議会

保健・医療・福祉関係者による協議の場を設け、区における精神障害施策に係る課題を共有するとともに、顔の見える関係づくりを通じて、精神障害者への支援体制を推進している。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催（１回）をした。令和４年度は対面開催（２回）実施した。

（2）自立支援医療費（精神通院）支給認定申請　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

平成18年4月1日から、通院医療費公費負担制度（旧精神保健福祉法32条）は障害者自立支援法に基づく「自立支援医療費制度（精神通院医療）」へ変更となった。

また、障害者自立支援法施行規則の一部改正により、「平成22年4月1日以降の有効期間の更新申請は診断書の提出が２年に一度」となった。これにより、“診断書不要”の更新申請についても、支給認定の有効期間が終了する日の概ね３か月前から行われている。　（単位：件）

病名	Ｆ０	Ｆ１	Ｆ２	Ｆ３	Ｇ４０	その他	診断書不要	計
2	28	34	301	647	58	348	508	1,924
3	53	37	429	953	116	473	1,738	3,799
4	51	44	455	1,086	127	547	1,752	4,062

※令和２年度は新型コロナウイスル感染症拡大防止のため、有効期間１年間自動延長の措置がとられた
病名は自立支援医療費診断書の区分であり、国際疾病分類ＩＣＤ－１０コードによる区分
Ｆ０：症状性を含む器質性精神障害（アルツハイマー病型認知症、血管性認知症等）
Ｆ１：精神作用物資使用による精神及び行動の障害（アルコール・麻薬使用等による精神障害）
Ｆ２：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害
Ｆ３：気分（感情）障害（躁うつ病、躁病、うつ病等）
Ｇ40：てんかん
その他：その他（神経症性障害、ストレス関連障害、精神遅滞等）
診断書不要:前回申請時、診断書添付（今回、２年目につき不要）
＊総数は、新規・更新・再開の数。（都外転入・認定内容変更・再交付等は除く）

（3）小児精神病　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

児童精神保健の向上を図り、児童福祉の増進に寄与するため、18歳未満の精神障害児で入院治療を必要とする児童に対して、入院医療費の自己負担額を助成している。

年　度	2	3	4
件　数	9	8	8

（4）精神障害者保健福祉手帳の交付申請　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

精神障害者保健福祉手帳制度は、精神障害者の方が各種優遇措置を受けやすくするとともに、社会復帰の促進・自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

保健所では、東京都への経由事務を行っている。

年度	受付件数
2	785
3	985
4	1,029

＊総数は、都外転入・等級変更は除く

（5）措置入院者退院後支援事業＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

措置入院者が退院後、地域で安心して生活できるよう必要な医療や福祉サービス、地域の支援が得られるよう支援計画を立て、関係機関が連携して支援していく事業を令和４年度から本格実施している。

警察官通報とは、警察官がその職務上、精神障害に起因して自傷、他害のおそれのある者を発見したときは、保健所を通じて、精神保健指定医の診察及び必要な保護措置をとるよう都知事に申請することである。保健所では、この申請の受け付け経由事務を行っている。

	警察官通報（目黒区内）	措置入院者（※１　ガイドライン支援）
総　数	34	9(5)
保健予防課	16	3(2)
碑文谷	18	6(3)

※１東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」に基づき、支援を実施している。入院後早期に支援を開始し、退院後６か月の支援計画を立てていく。本人が拒否した時は、通常の退院支援として関わっている。

※目黒区以外で措置入院した者で家族や病院からの連絡で把握し、支援につながる場合もある。

（6）精神保健相談　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

精神障害者の方とその家族及び一般区民を対象として相談日を設け、定期的に専門医等による相談を行っている。他に随時、保健師による相談も行っている。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため事業を一部中止した。

年度	専門医等による相談		保健師による相談
	開設回数	延べ件数	延べ件数
2	31	69	3,631
3	36	58	3,487
4	36	61	3,581

（7）アウトリーチ支援事業　＜保健予防課保健相談係・碑文谷保健センター＞

保健師が地区活動において、通常の方法では支援が困難な場合、多職種によるアウトリーチチームを編成し、継続的な支援を行っている。支援方針検討会議にて、支援方針や支援方法について検討し、精神障害者の地域生活の安定を目指していく。期間は６か月間を原則とし、アウトリーチチームの構成員は、医師、看護師、心理職と区の精神保健福祉士、保健師とする。令和４年度は支援者８人。

（8）精神保健講演会　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

区民や家族、当事者を対象に、精神保健についての普及啓発を目的とした講演会を実施している。

実施年月日	内容	参加者数	場所
4.7.13	認知行動療法を用いた家族の対応のヒント、療養の生活環境づくり	8 （うちオンライン 3）	保健予防課
4.9.16	カウンセリング～心の理解が深まると人生が変わる～	10 （うちオンライン 6）	保健予防課
4.11.29	統合失調症からの回復に向けて	11 （うちオンライン 6）	保健予防課
4.12.1	これって「アルコール依存症?」	21	碑文谷保健センター
5.2.20	起きなくちゃ！でも、起き上がれない・・・子どもの起立性調節障害	18	碑文谷保健センター

（9）依存問題等家族相談　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

アルコール等依存症に悩んでいる本人及び家族に対して、家族が病気を理解し、本人のアルコール等依存症からの回復を目指すことを目的として、事業を行っている。保健予防課では、家族グループを月１回、個別相談を月２回実施し、令和２年度から碑文谷保健センターも個別相談を実施している。

年度	回数（延べ）	参加者数
2	家族グループ 9	10
	個別相談 30	56
3	家族グループ 12	10
	個別相談 36	54
4	家族グループ 12	23
	個別相談 36	62

（10）思春期・青年期の親の会　＜保健予防課＞

ひきこもりや摂食障害など、子どもの問題に悩んでいる家族を対象として、グループ相談や個別相談を実施している。

年度	回数	参加者数
2	9	35
3	12	53
4	12	49

（11）精神デイケア（わかば会＜保健予防課＞・くるみの会＜碑文谷保健センター＞）

グループ活動を通して、精神障害者の方の生活体験や対人関係の学習をすることによって、社会性を養えるように活動している。

また、デイケア運営会議を各年１回実施し、スタッフ間の連携を密にしている。※令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。令和３年度は事業を一部変更し実施した。

年度	回数	参加者数
2	41	213
3	59	280
4	94	400

（12）家族会（しいのみ会＜保健予防課＞・はぎの会＜碑文谷保健センター＞）

心の病を持つ方のご家族を対象にして、日ごろの悩みや困っていることなどを話し、講師によるミニ講話により、病気や対応方法等についての理解を深める会を行っている。※令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。

年度	回数	参加者数
2	8	29
3	10	31
4	12	50

（13）自殺対策　＜健康推進課・保健予防課・碑文谷保健センター＞

ア　目黒区自殺対策推進会議

平成31年３月に策定された「目黒区自殺対策計画」に基づき、学識経験者や関係機関・団体、区の関係部局等が連携し、総合的な自殺対策の推進に取り組むことを目的に令和元年度に設置。令和４年度はオンライン会議にて２回開催した。

イ　地域向けゲートキーパー養成講座（YouTube配信）

自殺を未然に防ぐために必要な存在となる「ゲートキーパー」を養成するため、区ホームページにて、NPO法人OVAによるゲートキーパー研修動画を公開し、区報等で周知啓発している。

ウ　自殺対策講演会・自殺対策パネル展・街頭キャンペーン

自殺対策の現状と対応を区民に周知することを目的として、令和４年度は講演会を１回開催した。東京都自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策のポスター掲示やリーフレットの配布等のパネル展を２回実施。街頭キャンペーンは、令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

エ　職員向けゲートキーパー養成研修（初級編・ステップアップ編）

職員が自殺対策の必要性を理解し、対応した区民の自殺のサインに気づき、必要に応じて相談先へつなぐための職員向けゲートキーパー養成研修（初級編）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。そのため、令和４年度は地域向けゲートキーパー養成講座（ＹｏｕＴｕｂｅ配信）の視聴を職員にも勧奨した。

令和３年度から、職員向けゲートキーパー養成研修（ステップアップ編）を実施し、保健師・精神保健福祉士等が受講した。

年度	2		3		4	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
総数		—	2	44	2	24

14　歯科保健

（1）歯科集団健診　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

乳幼児のむし歯は発育及び成長に大きな影響を与えるため１歳６か月児・２歳児・３歳児の歯科健診と保健指導を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年度は事業を一部中止後、別日程で振替実施を行った。令和３年度と４年度は、感染対策を行い実施した。

ア　１歳６か月児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
2	2,287	1,612	70.5	19	1,593	1.2
3	2,172	1,586	73.0	13	1,573	0.8
4	2,001	1,557	77.8	15	1,542	1.0

イ　２歳児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
2	2,269	1,195	52.7	27	1,168	2.3
3	2,228	1,359	61.0	11	1,348	0.8
4	1,983	1,371	69.1	23	1,348	1.7

ウ　３歳児歯科健診

年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	う歯のある者	う歯のない者	有病者率(%)
2	1,662	1,288	77.5	115	1,173	8.9
3	2,321	1,944	83.8	128	1,816	6.6
4	2,023	1,743	86.2	93	1,650	5.3

（2）６歳児のフッ素塗布　＜保健予防課＞

幼児期の口腔は早期の予防対策が重要である。歯質の強化を図り口腔の健康保持・増進のため、萌出期に効果的であるフッ化物塗布を目黒区歯科医師会に委託し実施している。

年度	対象者数	実施数	実施率(%)
2	2,370	617	26.0
3	2,199	536	24.4
4	2,207	461	20.9

（3）歯科相談　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

歯科疾患の予防と早期発見を目的として、健診・相談・保健指導を行っている。
同時に２歳児に対し通知制にて集団健診を行っている。

年度	開設回数	健診者内訳						保健指導
		乳幼児		妊婦	成人	学童	計	
		２歳	その他					
2	41	1,195	78	0	1	0	1,274	1,274
3	48	1,359	147	0	1	0	1,507	1,507
4	46	1,371	116	0	2	0	1,489	1,489

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。

（4）予防処置　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

歯科健診結果により、予防処置・保健指導を行っている。

年度	開設回数	実施人員	フッ素塗布	鍍銀法	歯口清掃	歯石除去	保健指導
2	91	612	488	0	492	105	612
3	105	671	537	0	544	109	671
4	132	863	636	647	143	216	863

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。

（5）健康教育　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

妊婦向けの講座や育児に関する講座などその他依頼に応じ、歯科衛生の普及に努めている。

令和3年度より令和2年度まで実施していたハローベビークラスの名称を改め「妊婦ごはんとオーラルケア」として実施している。また、令和4年度より歯の萌出時期に早期の衛生教育を行うため、「はじめての歯みがき練習を開始した。

※令和４年度は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。

ア　所内健康教育

指導対象事業		人　数
妊婦ごはんとオーラルケア		43
はじめての歯みがき練習		101
親子食育セミナー等		6
成人	生活習慣病予防講座 （脂質異常症・糖尿病）	15

イ　所外健康教育

指導対象事業	人　数
児童館、福祉工房等	0

（6）歯と口の健康週間　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

福祉施設・障害者施設・保育園など、地域住民を対象にむし歯や歯周疾患の予防を目的として歯科衛生教育を行い、区民の健康づくりに努めている。令和２年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した。

（7）歯科保健相談　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

近年歯科に関する相談が増え、その内容により必要に応じた保健指導を実施している。病院や子ども家庭支援センターとの連携、訪問や電話相談を中心に令和４年度は78件であった。

（8）成人歯科保健講演会　＜碑文谷保健センター＞

講演会などを通じ、歯科保健について知識の普及や衛生教育を行っている。

令和4年度は、「誤嚥性肺炎」についての講演会を開催し１１人の参加があった。

（9）障害者歯科診療　＜健康推進課健康づくり係＞

一般歯科診療所で治療困難な心身障害者に対して、口腔衛生指導・予防及び歯科疾患治療を八雲あいアイ館歯科診療所において行っている。

年度	口腔衛生指導・予防	治　療
2	517	327
3	586	374
4	557	384

15　栄養指導

健康の維持増進、疾病の予防を目的として、栄養講習会・食と健康講座等を実施、栄養改善の知識の普及を行っている。

（1）一般栄養相談　＜健康推進課健康づくり係・保健予防課・碑文谷保健センター＞

ア　個別相談

各種健診等により栄養相談を必要とする者に対し、実施している。

年度	妊産婦	乳児	幼児	生　活 習慣病	その他の 疾　病	一般	計	電話 （再掲）
2	5	335	522	18	10	18	908	141
3	8	322	519	46	12	9	916	150
4	7	405	745	79	31	34	1,301	155

イ　集団指導

健診の機会に合わせ、また募集等の方法により実施している。さらに、地域から依頼があった場合も会場に出向いて実施している。

なお、講習会によっては、調理実演及び実習等により指導を行っている。

（ア）母子事業に伴う栄養指導状況

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した。

※保健予防課・碑文谷保健センターでは、令和 2 年度から 5 か月児育児学級の代替として、乳児健診時に離乳食指導を行った。（保健予防課：12 回５６９人）（碑文谷保健センター：20 回５６０人）、令和３年度（保健予防課：24 回 1,082 人）（碑文谷保健センター：24 回 675 人）。また、ハローベビークラスとプレママクッキングを統合して歯科と栄養で連携し、「妊婦ごはんとオーラルケア」として事業を行った。

※令和４年度は保健予防課・碑文谷保健センター５か月育児学級の内容を離乳食のみにし、離乳食講座として開催した。

指導種別	2		3		4					
					総数		保健予防課		碑文谷	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
ﾊﾛｰﾍﾞﾋﾞｰｸﾗｽ	46	213	—	—	—	—	—	—	—	—
ﾌﾟﾚﾏﾏｸｯｷﾝｸﾞ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
妊婦ご飯とオーラルケア	—	—	9	31	12	42	6	28	6	14
5ヶ月児育児学級	6	104	—	—	—	—	—	—	—	—
離乳食講座					48	621	24	352	24	269

（イ）栄養指導講習会等実施内容（令和４年度）

	内　　容	回　　数	参加者数
保健予防課	子ども食育セミナー・親子食育セミナー・食と健康講座（減塩の工夫）・生活習慣病予防講座	5	19
碑文谷保健センター	親子食育セミナー・食と健康講座（減塩）・生活習慣病予防講座	5	24

（ウ）所外栄養指導状況（令和４年度）

	内　　容	回　数	参加者数
保健予防課	めぐろ子育て交流ひろば 0123	2	17
碑文谷保健センター	平町児童館離乳食講座	1	4

（２）特定給食施設指導　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

特定給食施設に対して、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上等について指導を行っている。指導対象施設は学校を除く病院、事業所、児童福祉施設等である。

ア　特定給食施設数（公立学校を除く）

（令和5年3月31日現在）

	特定給食施設（注１）			その他の給食施設（注２）	
	管理栄養士がいる	栄養士がいる	栄養士がいない	管理栄養士がいる	栄養士がいる
施設数	26	14	11	117	19

注１　特定給食施設……1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

注２　その他の給食施設……1回100食未満又は1日250食未満の食事を供給する施設

イ　給食施設指導状況

年　度		特定給食施設		その他の給食施設	
		栄養士がいる	栄養士がいない	栄養士がいる	栄養士がいない
2		107	4	195	9
3		80	10	206	6
4		101	11	224	17
	個別指導	56	11	122	17
	集団指導	45	0	102	0

ウ　特定給食管理講習会

特定給食施設等の給食担当者の知識の向上を図るため、講習会を実施している。令和４年度は３回実施し、延べ136施設、138人の参加があった。

（３）国民健康・栄養調査　＜健康推進課健康づくり係＞

健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るために毎年実施していた。令和２年度・３年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、令和４年度は再開した。

調査期日	調査地区	調査客体	調査実施数
11 月	碑文谷１丁目２０番１～１８	28 世帯 64 人	10 世帯 25 人

（4）災害時巡回栄養相談チームの養成　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

災害時の巡回栄養相談体制の整備を図るため、区内在住在勤の栄養士及び管理栄養士の資格を有する者を対象に、災害時に活動できる人材の育成を目的として、養成講座（登録制）を行っている。（令和4年度登録者数14名）。令和4年度については、養成講座2回（参加者数延べ 15人）と食支援講演会を1回実施した。

16　難病保健

（1）難病相談　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

医療費助成の申請時等の機会に難病に関する各種相談を行っている。

難病医療費助成については「19医療費助成（6）難病（特殊疾病）」に掲載。

＜相談の内容＞　◇療養相談　　◇日常生活指導　　◇介護保険紹介

◇保健予防課・碑文谷保健センター事業紹介（パーキンソン教室など）

（2）パーキンソン教室　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

パーキンソン病患者を対象として、理学療法士とともにリハビリ体操を実施している。

※令和２年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、保健予防課は事業を中止し、碑文谷保健センターは人数を制限して実施した。

※令和３年度は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、保健予防課は事業を一部中止し、碑文谷保健センターは事業を中止した。

年度	実施回数	受講者数	
		患者	家族
2	2	5	5
3	3	19	0
4	17	68	16

（3）難病講演会　＜碑文谷保健センター＞

難病患者とその家族に対して、病気に対する知識と理解を深めるための講演会を実施している。

※令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止した。

（4）在宅難病患者医療機器貸与　＜障害者支援課精神障害福祉・難病係＞

在宅で療養生活を営む難病患者に対し、吸入器及び吸引器を貸与する東京都の事業である。

〔対象〕　次の要件にすべてあてはまる方

- 特殊疾病（３月末現在366疾病が対象）にり患した患者であること
- 当該特殊疾病を主たる原因として、吸入器及び吸引器を必要としている在宅療養患者であること
- 主治医が吸入器及び吸引器の使用について同意していること

ア　在宅難病患者医療機器貸与者数（単位：人）

年度	4月1日 現在 貸与者数	新　規 貸与者数	返却者数	3月31日 現在 貸与者数
2	1	0	0	1
3	1	0	0	1
4	1	0	0	1

イ　医療機器貸与台数（令和４年度）

３機種別 台　　数	吸入器		1 台
	吸引器	中　度	1 台
		重　度	0 台
		最重度	0 台

（5）骨髄移植ドナー支援事業　＜保健予防課＞

平成 29 年度から骨髄移植ドナーへの支援を開始した。入院・通院の日数（通算７日を上限）に応じた助成（ドナーは１日につき２万円、ドナーが勤務する事業所には１日につき１万円）を行っている。

（単位：申請件数）

年　　度	ドナー	事業所
2	2	1
3	2	0
4	3	0

17　公害保健

昭和50年12月に本区が、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく第一種地域に指定されたことに伴い、大気汚染の影響による健康被害者（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症として認定された者）に対して、その損害をてん補するとともに、被害者を対象とする福祉事業や健康被害予防事業を行ってきた。

昭和63年３月に法律の一部が改正された。指定地域及び指定疾病の規定が削除されたため、新規認定の制度がなくなった。

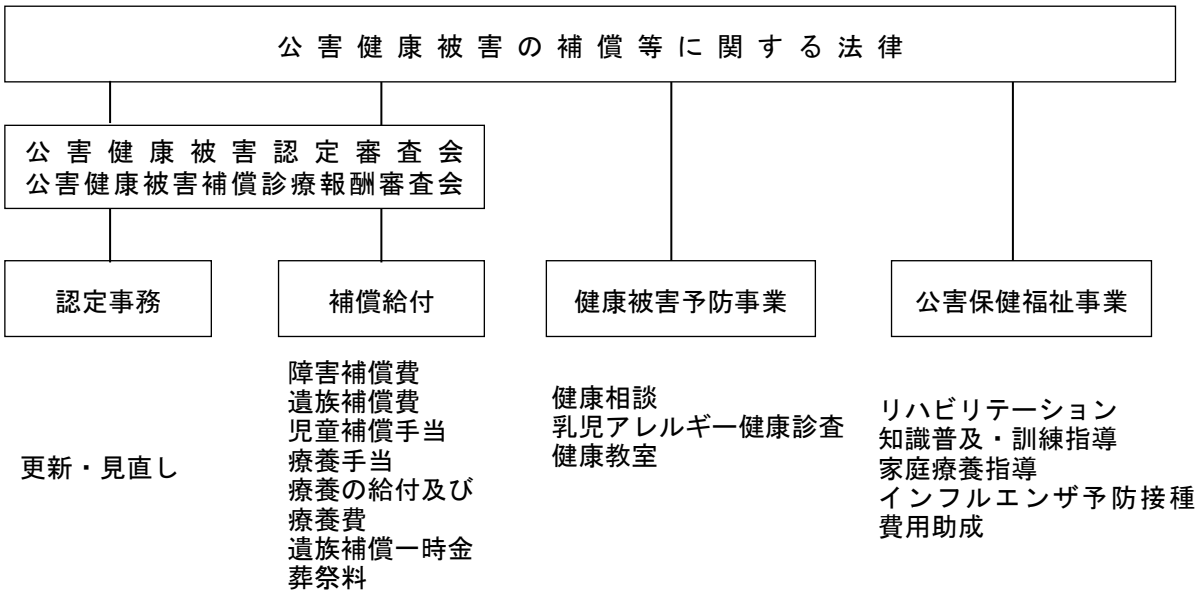

（1）認定の状況　＜健康推進課公害保健係＞

令和４年度末(令和５年3月31日現在)における実被認定者は３８４人で、前年度末の３８９人と比べ５人（1.3％）減少した。

実被認定者数３８４人のうち、目黒区内に居住している者は２１３人で、被認定患者の５５.４％を占めている。

また、年齢階層別にみると４５歳から４９歳までの年齢階層が最も多く、目黒区内に居住している者２１３人のうち４７人（２２.０％）を占めている。

ア　実被認定者数の推移

（単位：人）

年度	年度末現在実被認定者数	増　減　内　訳					
		新規	転入	転出	死亡	治ゆ等	計
2	396	0	3	△2	△8	△1	△8
3	389	0	1	△1	△7	0	△7
4	384	0	3	△1	△5	△2	△5

イ　居住地別・区内在住年齢階層別被認定者の状況

居住地別

居住地	実被認定者数
区　内	213
区　外	171
計	384

区内在住年齢別　（単位：人）

年齢別	男	女	計	年齢別	男	女	計
80歳以上	13	25	38	40～44	7	14	21
75～79	5	15	20	35～39	8	4	12
70～74	3	5	8	30～34	0	0	0
65～69	5	4	9	25～29	0	0	0
60～64	10	6	16	20～24	0	0	0
55～59	12	3	15	15～19	0	0	0
50～54	17	10	27	10～14	0	0	0
45～49	25	22	47	合　計	105	108	213

（2）障害等級の決定状況　＜健康推進課公害保健係＞

ア　障害等級の決定状況

（単位：人）

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	計
特　級	0	0	0	0	0
1　級	0	1	0	0	1
2　級	3	7	0	3	13
3　級	12	160	0	2	174
等級外	0	196	0	0	196
計	15	364	0	5	384

イ　障害等級の構成比の推移

（単位：人（　）内は、%）

	2	3	4
特　級	0(0)	0(0)	0(0)
1　級	1(0.3)	1(0.3)	1(0.3)
2　級	14(3.5)	13(3.3)	13(3.4)
3　級	185(46.7)	180(46.3)	174(45.3)
等級外	196(49.5)	195(50.1)	196(51.0)
計	396	389	384

（３）補償給付の支給状況　＜健康推進課公害保健係＞

被認定者に対して、医療費の無料化のほか障害補償費等各種の補償給付を行っているが、令和４年度における補償給付額の合計は約２９,９１６万円で、前年度と比べて約 1,129万円の減となった。種別では、障害補償費が最も多く、全体の５５．８％を占め、次いで医療費の３４．４％、遺族補償費の5．6％となっている。

ア　補償給付額の推移

年度	件　数	金　額（円）	対前年度増減率（%）	
			件数	金額
2	8,298	318,862,660	△8.1	△5.3
3	8,067	310,450,878	△2.8	△2.6
4	7,828	299,158,758	△3.0	△3.6

イ　補償給付額の内訳

項　目	件　数	金　額（円）	金額の構成比（%）
障害補償費	2,308	167,057,840	55.8
遺族補償費	143	16,697,250	5.6
児童補償手当	0	0	0
医療費	4,986	102,694,568	34.4
療養手当	388	9,199,600	3.1
遺族補償一時金	1	2,826,000	0.9
葬祭料	2	683,500	0.2
計	7,828	299,158,758	100

（４）公害保健福祉事業・予防事業　＜健康推進課公害保健係＞

ア　リハビリテーション事業

被認定者を対象に呼吸器リハビリテ-ション教室を開催した。

実施月日	内　容	講　師	参加人数	場　所
12/13・3/13	ぜんそく等による サルコペニア予防	東邦大学大橋病院 理学療法士	14	目黒区保健所 機能訓練室

イ　空気清浄機の支給

健康の回復及び増進、治療効果の促進を図ることを目的として、障害等級が特級又は１級の被認定者のうち、区内在住の在宅療養者に支給できることとなっているが、平成5年度から令和４年度まで支給実績はない。

ウ　療養指導

（ア）訪問状況

年度		慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	合　計
2　計		－	－	－	－	－
3　計		－	－	－	－	－
4　計		－	1	－	－	1
	特　級	－	0	－	－	0
	1　級	－	0	－	－	0
	2　級	－	0	－	－	0
	3　級	－	1	－	－	1
	等級外	－	0	－	－	0

（イ）その他の地区活動

家庭訪問			相談延数		114
	実数	1		所内相談	75
	延べ数	1		電話相談	39
		15歳未満	0		その他の相談	0
		15歳以上	1	関係機関連絡	34
		65歳以上（再掲）	1		医療機関	30
不在・不明			0		福祉機関	4
					区市町村	0
					その他	0

エ　インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者に対し、インフルエンザ予防接種費用の自己負担分の費用の助成を行い、健康の保持を図る。

（ア）インフルエンザ予防接種（高齢者）

〔対 象 者〕被認定者で65歳以上の者。

〔助成内容〕予防接種費用の自己負担分を助成する。

〔実　　績〕

対象者数	支払件数	助成金額(円)
128	19	46,580

（イ）季節性インフルエンザ予防接種

〔対 象 者〕被認定者で65歳未満の者。

〔助成内容〕予防接種費用の自己負担分を助成する。

〔実　　績〕

対象者数	支払件数	助成金額(円)
259	76	286,833

オ　健康相談

ぜん息等の予防を目的として、呼吸器疾患に関心のある区民や 15 歳未満の子どもの保護者を対象に、講演会や個別の健康相談を行う。

（ア）健康教室

実施日	内　　容	講　　師	参加人数（人）	場　所
9/17	「息切れ・せき・たんが続く方のための食事のポイント」	関東学院大学栄養学部 管理栄養学科　教授（管理栄養士）	12	目黒区総合庁舎
2/18	子どものアレルギー個別相談	昭和大学医学部内科学講座 呼吸器・アレルギー 内科部門准教授（医師）	2 家族 （延べ 7）	目黒区総合庁舎

（イ）健康相談

認定患者以外の呼吸器疾患の成人を対象として、令和3年度より専門医による健康相談を年2回（10月、３月）オンラインで実施する。なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、未実施。

年度	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	その他	計
2	－	－	－	－	－
3	0	0	1	3	4
4	2	0	0	4	6

（ウ）公害保健福祉・公害健康被害予防合同事業

公害補償制度（国の制度）の被認定者と大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成制度（東京都の制度）における成人の認定者を対象に講演会等を実施する。令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、未実施。

（5）大気汚染に係る健康障害者の認定状況　＜健康推進課公害保健係＞

東京都では、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき、健康障害者（気管支ぜん息のみ平成20年8月から平成27年３月までの新規申請は全年齢対象、平成27年4月以降は18歳未満。他の３疾病については18歳未満）に対して、医療費助成事業を実施している。目黒区は東京都から事務処理権限の委譲を受けて認定事務を行っている。

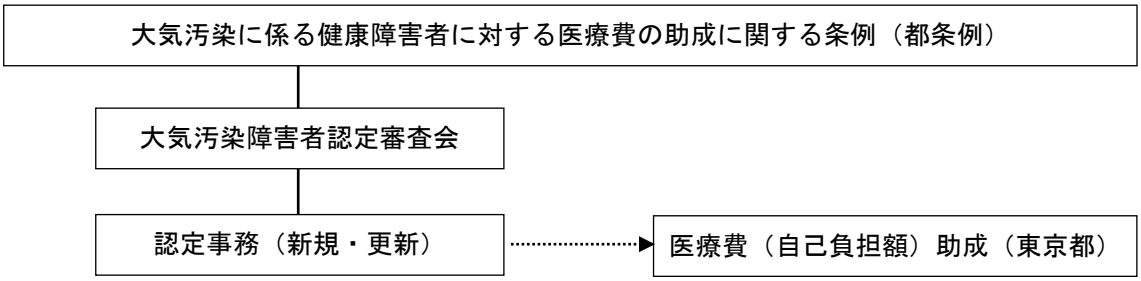

目黒区の認定者数（各年度末）

年　度	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	計
2	0	869	0	0	869
3	0	798	0	0	798
4	0	705	0	0	705
0～17歳（再掲）	0	11	0	0	11
0～19歳	0	11	0	0	11
20～39歳	0	68	0	0	68
40～59歳	0	263	0	0	263
60～74歳	0	197	0	0	197
75歳以上	0	166	0	0	166

18　試験検査　＜碑文谷保健センター＞

各種保健所事業に伴う臨床検査、腸内細菌検査、食品検査、家庭用品検査及び環境検査等を実施している。また、保健所以外の部課からの依頼検査も実施している。

（1）臨床検査

検　査　項　目	2	3	4
三歳児尿検査	1,073	1,613	1,448
ぎょう虫卵検査（区民・保育園児）	4	4	1

（2）腸内細菌検査

糞便について、赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌O157等の培養検査を行っている。

年度	検 査 項 目	勧奨検便	健康診断等	患者関係者及び経過者	計
2	赤痢菌・チフス菌・パラチフスＡ菌・サルモネラ属菌	16,192	105	5	16,302
	腸管出血性大腸菌O157等	16,192	105	37	16,334
3	赤痢菌・チフス菌・パラチフスＡ菌・サルモネラ属菌	17,933	181	3	18,117
	腸管出血性大腸菌O157等	17,933	181	32	18,146
4	赤痢菌・チフス菌・パラチフスＡ菌・サルモネラ属菌	17,766	209	7	17,982
	腸管出血性大腸菌O157等	17,766	209	39	18,014

（3）ウイルス検査

糞便について、ノロウイルス検査を行っている。２９年度から検査実績なし

（4）食品微生物検査

依　頼　元	2		3		4	
	検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
生　活　衛　生　課	47	643	53	730	57	776
学　校　運　営　課	71	751	74	811	70	770

（5）家庭用品検査

年　度	2	3	4
家庭用洗浄剤	0	1	1

（６）環境検査

ア　水質検査

年　度	2	3	4
細菌学的検査	594	302	321
理化学的検査	257	150	173

イ　おしぼり検査

年　度	2	3	4
検体数	0	0	2
検査件数	0	0	10

（７）放射性物質スクリーニング検査

消費者庁から貸与された検査機器（ＮａＩシンチレーションスペクトロメーター）により、区立小・中学校、区内保育所及びすくすくのびのび園における給食使用前食材の検査及び食育食材の検査を行っていた。令和３年度から中止。

依　頼　元	実施施設	2		3		4	
		給食使用前食材	食育食材				
学 校 運 営 課	小・中学校	165	11				
保　育　課	区内保育所	189	4				
障 害 福 祉 課	すくすくのびのび園	5					

19　医療費助成

住民に密着した医療福祉行政を行うため、難病（特殊疾病）や小児慢性疾患などの患者に対して、医療費を助成しているが、これにより患者の負担が軽減され、治療の促進が図られている。

（１）養育医療　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

未熟児であって、入院養育が必要なため指定医療機関に入院したものを対象として、社会保険等の保険者負担額を除いた自己負担について給付する制度である。

年　度	2	3	4
件　数	32	42	59

（２）妊娠高血圧症候群　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

妊産婦死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて胎児の健康を守るため、妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦に対して必要な医療給付を行い、早期に適切な療養を受けられるようにしている。

年　度	2	3	4
件　数	2	2	0

（３）育成医療　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

18歳未満の児童で身体上の障害をもった者又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる者に対して、早期に適切な治療を受けるため、保護者の所得に応じて、医療費の全額または一部を助成している。

年　度	2	3	4
件　数	1	4	2

（４）療育給付　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

18歳未満の児童で結核治療のため医師が入院を必要と認めた者に対して、保護者の所得に応じて、療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品を支給する。

平成17年度より令和４年度まで実績は0件であった。

（5）小児慢性特定疾病　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成している。

取扱延べ件数

病名	2年度	3年度	4年度
心疾患	26	26	28
膠原病	0	3	4
慢性腎疾患	4	6	7(1)
慢性血液疾患	4	7	4
ぜんそく（入院）	3	3	5
内分泌疾患	27	32	29(1)
糖尿病	5	7	11
先天性代謝異常	1	1	1
悪性新生物	8	9	8
神経・筋疾患	5	7	11
消化器疾患	5	7	7
免疫疾患	1	0	0
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	2	5	7
皮膚疾患	0	0	2
骨系統疾患	1	1	4
脈管系疾患	0	1	1
計	93	115	129(2)

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の措置がとられた。

（６）難病（特殊疾病）　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

難病患者や家族の経済負担を軽減するため、患者に対する医療費助成を行っている。難病法施行に伴い、国の指定難病となる対象疾病が、平成27年1月には110疾病、平成27年7月には306疾病、平成２９年４月には330疾病、平成３０年４月から３３１疾病、令和元年7月に333疾病、令和3年11月から338疾病に拡大した。

ア　国疾病（指定難病）の取扱件数

下表※欄の番号は国疾病の告示番号、ただし申請がある疾病を表示。（　）内は非認定の件数

病　　名		2年度	3年度	4年度
1	球脊髄性筋萎縮症	3	5	5
2	筋萎縮性側索硬化症	17	23	23(1)
4	原発性側索硬化症	0	2	2
5	進行性核上性麻痺	28	22	28
6	パーキンソン病	290(1)	293	319(2)
7	大脳皮質基底核変性症	9	11	12
11	重症筋無力症	48	53	51
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	41(1)	46	55(2)
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	9	11(1)	9
15	封入体筋炎	1	1	1
17	多系統萎縮症	22	32(1)	24
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	35	42(1)	41
19	ライソゾーム病	2	2	4
20	副腎白質ジストロフィー	1	0	0
22	もやもや病	22(1)	19(1)	23
23	プリオン病	2	0	0
26	ＨＴＬＶ－１関連脊髄症	1	1	1
27	特発性基底核石灰化症	1	0	0
28	全身性アミロイドーシス	9	16	15
30	遠位性ミオパチー	0	0	3
34	神経線維腫症	9	7	4
35	天疱瘡	6	6	5
37	膿疱性乾癬（汎発型）	0	2	1
39	中毒性表皮壊死症	1	0	1
40	高安動脈炎	12	10(1)	11
41	巨医細胞性動脈炎	6	11(2)	13
42	結節性多発動脈炎	9	9	8
43	顕微鏡的多発血管炎	28	28(3)	34
44	多発血管炎性肉芽腫症	5	8(1)	5
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	10	8	9
46	悪性関節リウマチ	6	8	7
47	バージャー病	1	1	1
49	全身性エリテマトーデス	153	138(3)	149(1)
50	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	57	57	62

病　　名		2年度	3年度	4年度
51	全身性強皮症	57(1)	60	59
52	混合性結合組織病	14	13	13
53	シェーグレン症候群	48(1)	48	53
54	成人スチル病	15	13(1)	13
55	再発性多発軟骨炎	1	4	3
56	ベーチェット病	41	38(1)	41(2)
57	特発性拡張型心筋症	24	27(1)	31(3)
58	肥大型心筋症	6	6	6
60	再生不良性貧血	14	15	19
61	自己免疫性溶血性貧血	2	2	2
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	35	36(3)	34(6)
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	1
65	原発性免疫不全症候群	6	6	6
66	ＩｇＡ腎症	8	16	20(2)
67	多発性嚢胞腎	39	35(1)	34
68	黄色靭帯骨化症	7(1)	6	8
69	後縦靭帯骨化症	51	46(1)	51(2)
70	広範脊柱管狭窄症	12	8	8
71	特発性大腿骨頭壊死症	48	47	41
72	下垂体性ＡＤＨ分泌異常症	10	9	13
74	下垂体性ＰＲＬ分泌亢進症	4	5	4
75	クッシング病	1	1	2
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	5	5
78	下垂体前葉機能低下症	39	42	51
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	2	2
83	アジソン病	3	3	3
84	サルコイドーシス	28(1)	24(2)	24(1)
85	特発性間質性肺炎	47(1)	48(2)	43(2)
86	肺動脈性肺高血圧症	7	5(1)	3
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	2	0	0
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	12	13	14
89	リンパ脈管筋腫症	2	3	4
90	網膜色素変性症	17	19	16
91	バッド・キアリ症候群	1	1	0
92	特発性門脈圧亢進症	2	0	0
93	原発性胆汁性胆管炎	42(1)	32(1)	32(1)
94	原発性硬化性胆管炎	3	3	1
95	自己免疫性肝炎	26	21(1)	20(1)
96	クローン病	76(1)	76(1)	82(4)
97	潰瘍性大腸炎	324	310(11)	329(11)
98	好酸球性消化管疾患	1	2	2(1)

病　　名		2年度	3年度	4年度
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	4	1	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	1	2	2
107	全身型若年性特発性関節炎	0	1	2
111	先天性ミオパチー	0	1	1
113	筋ジストロフィー	4	8	9
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0	1	1
117	脊椎空洞症	3	1	3
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	1	1
137	限局性皮質異形成	1	1	1
158	結節性硬化症	3(1)	4	4
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	11	12(1)	10
163	特発性後天性全身性無汗症	0	3	1
167	マルファン症候群	7	6	3
171	ウイルソン病	1	3(1)	3(1)
180	ＡＴＲ－Ｘ症候群	0	0	1
193	プラダー・ウィリ症候群	1	0	0
197	１ｐ３６欠失症候群	0	1	1
201	アンジェルマン症候群	0	2	0
209	完全大血管転位症	3	3	2
210	単心室症	1	1	1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0	0	2
215	ファロー四徴症	2	2	4(1)
216	両大血管右室起始症	1	1	1
218	アルポート症候群	1	1	1
220	急速進行性糸球体腎炎	2	2	1
222	一次性ネフローゼ症候群	41	38(1)	40(1)
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	2	1(1)	2(1)
227	オスラー病	0	0	1
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1
238	ビタミンＤ抵抗性くる病/骨軟化症	2	2	2
240	フェニルケトン尿症	1	1	2
251	尿素サイクル異常症	2	1	2
266	家族性地中海熱	2	2	2
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	1(1)	0	0
271	強直性脊椎炎	10	14	15
274	骨形成不全症	0	1	0
276	軟骨無形成症	0	0	1
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0	0	1
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	2	2
282	先天性赤血球形成異常性貧血	1	0	0

病　　名		2年度	3年度	4年度
288	自己免疫性出血病ＸⅢ	1	2	1
289	クロンカイト・カナダ症候群	1	1	1
296	胆道閉鎖症	1	1	1
300	IgG4関連疾患	5	5	7(4)
301	黄斑ジストロフィー	2	0	1
306	好酸球性副鼻腔炎	25	43	51
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0	1	0
310	先天異常症候群	1	0	0
316	カルニチン回路異常症	1	1	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	1	1	1
329	無虹彩症	1	1	1
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	4	5(1)
計		2,082(12)	2,106(45)	2,217(51)

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の措置がとられた。

イ　都疾病の取扱件数

病　　名		2年度	3年度	4年度
1	悪性高血圧	0	0	0
2	母斑病（指定難病を除く）	4	0	1
3	古典的特発性康好酸球増多症候群	4	2	4
4	びまん性汎細気管支炎	1	0	0
5	遺伝性ＱＴ延長症候群	1	3	4
6	網膜脈絡膜萎縮症	0	0	0
7	原発性骨髄線維症	3	3	5
8	肝内結石症	0	0	1
計		13	8	15

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の措置がとられた。

ウ　特殊医療費等助成・特定疾患治療研究事業の取扱件数

病　　名		2年度	3年度	4年度
1	先天性血液凝固因子欠乏症等（国疾病）	14	12	14
2	人工透析を必要とする慢性腎不全（都疾病）	487	471	465
3	スモン（国疾病）	0	0	0
計		501	483	479

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の措置がとられた。

（7）Ｂ型・Ｃ型ウイルス肝炎治療医療費助成　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

Ｂ型・Ｃ型肝炎のインターフェロン治療、Ｃ型肝炎のインターフェロンフリー治療及びＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療にかかる医療費の一部を助成している。

病　　名	2 年度	3 年度	4 年度
Ｂ型・Ｃ型肝炎インターフェロン治療	0	0	0
Ｃ型肝炎インターフェロンフリー治療	16	14	16
Ｂ型肝炎核酸アナログ製剤治療（新規）	10	8	6
Ｂ型肝炎核酸アナログ製剤治療（更新）	106	102	110
計	132	124	132

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自動更新の措置がとられた。

（8）肝がん・重度肝硬変医療費助成　＜保健予防課・碑文谷保健センター＞

Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院医療又は肝がんの外来医療にかかる医療費の一部を助成している。

病　名	2 年度	3 年度	4 年度
肝がん・重度肝硬変	0	1	0

20　保健師業務

保健師は、区民のよりよい健康生活を目標として、健康の保持・増進・疾病予防・社会復帰への援助等家族・個人・集団それぞれを対象とした保健指導・相談等を行っている。業務内容としては、健康相談・集団健診・健康学習・家庭訪問等所内・所外と広範囲にわたっている。

（1）家庭訪問　＜保健予防課・感染症対策課・碑文谷保健センター＞

地区活動の中心となる家庭訪問は、地区住民の生活と健康に直接結びついた特徴的な仕事である。保健師の大部分は、地区別に地域を担当し、家庭訪問指導を行っている。

項　目		件　数	構成比(%)
2		1,618	100
3		1,722	100
4		1,867	100
	［世帯数］	1,192	
	感染症（注）	23	1.2
	結核（注）	20	1.1
	精神障害	751	40.2
	心身障害	16	0.9
	成人・老人	84	4.5
	その他の疾病	12	0.6
	妊産婦	398	21.3
	低体重児	23	1.2
	乳児	388	20.8
	幼児	85	4.6
	その他	67	3.6
	不在・転居・死亡・不明(再掲)	151	8.1
	高齢者（65歳以上）（再掲）	119	6.4

注　感染症・結核については、感染症対策課実施。

（2）　家庭訪問以外の相談　＜保健予防課・感染症対策課・碑文谷保健センター＞

近年、相談内容も種々多岐にわたり、必要に応じ適切な指導を行っている。また、その他個別的に指導を必要とする者に対し、保健指導を実施している。

年　度	関係機関連絡	所内相談	電話・文書等	計
2	4,531	2,037	12,074	18,642
3	5,918	1,854	19,310	27,024
4	5,646	2,461	21,221	29,328

（3）活動内容　＜保健予防課・感染症対策課・碑文谷保健センター＞

分野	目的	方法	母子保健事業	成人・老人保健事業
		主な法律的根拠	母子保健法	健康増進法／地域保健法
保健・医療・福祉	健康増進　疾病予防　疾病早期発見	健康教育 グループワーク 講演会	パパママの育児教室 はじめての子育ての集い 子どもの健康教室 多胎児懇談会 健康教育	地区組織への健康教育 生活習慣病予防教室
		健康診査	３～４か月児健診／１歳６か月児歯科健診 ３歳児健診	健康づくり健診
		健康相談 クリニック	経過観察健診／発達健診 心理経過観察／アレルギー健診 ことばの相談 授乳相談 1歳６ヶ月児心理相談 ２歳育児相談 ３歳児心理相談	
		所内相談 電話相談 家庭訪問 関係機関連携	出産・子育て応援事業（ゆりかご・めぐろ） 育児相談 子育て世代包括支援センター 産後ケア事業 多胎児家庭支援事業（さくらんぼ・めぐろ） 健診未来所者フォロー 健診後のフォロー／未熟児訪問 低体重児訪問／妊産婦訪問 新生児訪問／重症心身障害児療養相談 医療機関・保育園・通園施設等との連携	健康相談 健診後のフォロー 医療機関等との連携
		健康相談 グループワーク	母親の会	
活動の基礎づくり	地域住民の健康活動支援／関係者との連絡調整	地区組織活動育成 関係機関連絡会議	障害児の親の会への支援 自主グループへの支援 ボランティア等への支援	自主グループの支援 ボランティア等への支援 社会福祉協議会との連携

（３）活動内容　前ページの表の続き

精神保健事業	難病対策	結核対策	感染症対策
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律／障害者総合支援法	難病の患者に対する医療費等に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
精神保健講演会、健康教育（一般、認知症、思春期）	難病講演会	健康教育 （広報活動等）	健康教育
		接触者健診 管理検診	ＨＩＶ抗体検査／梅毒抗体検査／クラミジア抗原検査／接触者健診
精神保健相談 措置入院者退院後支援事業 アウトリーチ支援事業			
療養・社会復帰相談等 福祉・医療機関等との連携	療養相談 （医療費助成等） 福祉･医療機関等との連携	電話・面接・訪問相談 新登録者訪問・面接 在宅療養支援・服薬支援 医療機関との連携 関係機関との連携（学校・福祉施設等）	電話面接相談 疫学調査、訪問 医療機関との連携 関係機関との連携（学校・福祉施設等）
一般精神デイ・ケア／依存問題等家族相談／思春期・青年期の親の会／精神保健家族会	健康相談 パーキンソン教室 パーキンソン教室家族会		
一般精神・認知症家族会への支援 ボランティア等への支援 目黒区精神保健医療福祉推進協議会	家族会等への支援 ボランティア等への支援	結核病床を有する病院等との服薬支援会議 コホート検討会	感染管理認定看護師連絡会

21　団体補助

衛生思想の普及、医療従事者の確保、休日・休日準夜診療テレフォンセンター業務等の円滑な運営を図るため、目黒区医師会・目黒区歯科医師会・目黒区薬剤師会等に対して事業費を補助している。また、食品衛生協会及び環境衛生協会に対して、区民の食生活の安全、区内の環境施設の衛生管理等の推進を図るとともに、会の発展育成を図るため、補助を行っている。

（1）保健衛生関係団体への補助状況　＜健康福祉計画課地域福祉推進係＞

（単位：円）

区　　分		2	3	4
三師会		4,500,250	4,495,750	4,517,860
	医師会	2,775,960	2,771,460	2,771,460
	歯科医師会	1,469,000	1,469,000	1,469,000
	薬剤師会	255,290	255,290	277,400
食品衛生協会		485,190	485,190	485,190
環境衛生協会		298,280	298,280	298,280
計		5,283,720	5,279,220	5,301,330

（2）目黒区医師会休日診療テレフォンセンターの概要　＜健康福祉計画課地域福祉推進係＞

ア　業務内容

休日・休日準夜の診療事業を、目黒区医師会に委託して３か所で実施している（１５頁に掲載）。テレフォンセンターでは診療所の場所、診察日、診療時間等を電話により区民に案内している。

イ　実施日・時間

日曜、祝休日、５月連休、年末年始…午前９時から午後10時

土曜日…午後５時から午後10時

ウ　実施場所

目黒区鷹番２－６－10　目黒区医師会館内　電話3716－5311　担当　事務員２人

エ　受付件数

区　　分	2	3	4
休日診療実施中の問い合わせ受付数	1,790	2,370	2,667
準夜診療実施中の問い合わせ受付数	260	358	550